

# 三郷市障がい者計画

## 第4期三郷市障がい福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

三郷市



## ご挨拶

三郷市では、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、平成24年度から26年度までの3年間を計画期間とする三郷市障がい者計画・第3期三郷市障がい福祉計画を策定し、保健・医療・福祉・教育・就労・都市環境など幅広い分野にわたり諸施策の推進に取り組んでまいりました。



こうした中、平成25年4月に障がい福祉施策の新たな枠組みとなる障害者総合支援法が施行され、これまでの障がいの定義である身体障がい、知的障がい、精神障がいに難病等が追加され、平成26年4月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施され、障がい者を取り巻く環境が大きく変化いたしました。

さらに近年、障がい福祉のサービス利用は増加傾向にあり、今後は、今まで以上に地域と連携し、計画の理念である「共に生きる、地域が支える、共につくる」を基に障がい福祉施策の推進を図ることが求められることから、このたび三郷市障がい者計画・第4期三郷市障がい福祉計画の策定を行ったものです。

本市では、将来都市像である「きらりとひかる田園都市みさと～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～」の実現に向け、障がい者福祉施策の推進をはじめ、誰もが生き生きと安心して暮らすことができるよう取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見を賜りました三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会及び三郷市障がい者地域生活支援協議会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査などを通じてご協力いただきました障がい者の皆様、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

三郷市長 木津雅晟



## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象と範囲	4
5 計画策定までの流れ	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	6
1 障がい者数等の推移	6
2 実態調査の結果	12
3 ヒアリング調査の結果	21
4 施策の実施状況	23
5 取り組むべき主な課題	28
第3章 計画の理念と目標	30
1 計画の理念	30
2 計画の目標	31
3 施策の体系	32
第4章 施策の展開	33
基本目標1 自立と社会参加の支援体制づくり	33
基本目標2 地域生活の支援基盤づくり	37
基本目標3 障がい児支援の体制づくり	45
基本目標4 安心して暮らせるまちづくり	48
第5章 障がい福祉サービスの推進（第4期障がい福祉計画対象事業）	52
1 障がい福祉サービスの見込み量と確保策	52
2 地域生活支援事業の見込み量と確保策	60
3 平成29年度の目標値	66
第6章 計画の推進に向けて	68
1 計画の推進のために	68
2 計画の点検と評価	69

資料編	70
1 三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会設置要綱	70
2 三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会会員名簿	72
3 三郷市障がい者地域生活支援協議会設置要綱	73
4 三郷市障がい者地域生活支援協議会委員名簿	75
5 庁内検討組織	76
6 策定経過	77
7 市内の心身障がい児（者）のための施設一覧	78



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨・背景

三郷市では、市の最上位計画である「第4次三郷市総合計画」において、まちづくり方針に「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」を位置づけ、障がい者福祉施策の充実に取り組んでいます。

障がい者福祉の個別計画としては、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を一体的に推進するため、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした「三郷市障がい者計画 第3期三郷市障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

近年、国においては、「障害者基本法」の改正、「障害者自立支援法」に替わる「障害者総合支援法」の制定、「障害者虐待防止法」の施行、「障害者差別解消法」の成立、「障害者権利条約」の批准など、障がい者福祉を取り巻く環境に大きな改革がなされています。

このたび、「三郷市障がい者計画 第3期三郷市障がい福祉計画」が計画の最終年度となりました。市ではこの機会を捉え、国・県などの動向や各種制度、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化などに的確に対応し、障がい者施策の一層の推進を図るため、障がい者計画と障がい福祉計画を一体的に見直し、新たに「三郷市障がい者計画 第4期三郷市障がい福祉計画」を策定します。

### 障がい者施策をめぐる近年の動き

#### ■ 「発達障害者支援法」の施行 ■

平成17年4月から「発達障害者支援法」が施行されています。発達障がいは、症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、この法律では、発達障がいを早期に発見し発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。また、発達障がい児への学校教育における支援及び発達障がい者の就労の支援並びに発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立及び社会参加に資するよう、生活全般にわたる支援を図ることを目的としています。

## ■ 「障害者虐待防止法」の成立 ■

平成23年6月成立。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。平成24年10月1日から施行。

## ■ 「障害者基本法」の改正 ■

平成23年8月公布。この法律においては、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障がい者の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

## ■ 「障害者総合支援法」の施行 ■

従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月から施行されています。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。これまで通り、障がい福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障がい福祉サービスなどの対象となる障がい者の範囲に難病患者等も含まれることも定められました。

## ■ 「障害者雇用促進法」の改正 ■

平成25年6月成立。これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取り扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれました。平成28年4月1日から施行（合理的配慮に関する規定は平成30年4月1日から）。

## ■ 「障害者差別解消法」の改正 ■

平成25年6月成立。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日から施行。



## ■ 「第3次障害者基本計画」の策定 ■

国が平成25年9月に策定。平成25年度から平成29年度までの5年間を期間とし、国の障がい者施策の基本的方向について定められています。この計画では、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、地域における共生、差別の禁止、自己決定の尊重などの基本原則を強化するとともに、施策分野として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つ分野が新設されています。

## ■ 「障害者権利条約」の批准 ■

平成18年12月、第61回国連総会において、障がいのある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障がいのある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障がいのある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は、20か国が批准した平成20年5月に発効しています。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に定めたものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

この計画は、「第4次三郷市総合計画」の部門計画として位置づけるとともに、市の他の関連計画である「第2次三郷市地域福祉計画」、「第6期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「みさとこどもにこにこプラン」、「三郷市健康増進・食育推進計画」などと相互に連携し、整合を図ります。また、国や県の動向、各種制度、関連法を踏まえたものとしします。

### 三郷市障がい者計画

- 障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。障がい者計画は市の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

### 三郷市障がい福祉計画

- 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を明らかにするものです。

### 3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間を計画期間とします。

なお、国の障がい者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4 計画の対象と範囲

この計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）の他、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

#### ※発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

#### ※難病

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法では「治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。

#### ※高次脳機能障がい

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態を意味します。身体的な障がいがない(もしくは軽い)にも関わらず、「記憶障がい」「注意障がい」「遂行機能障がい」「社会的行動障がい」といった認知の障がいを持ち、日常の生活や社会での生活にうまく適応できないケースがあることから、近年、診断やリハビリテーション、生活支援などの充実が課題となっています。

なお、高次脳機能障がい者の方は器質性精神障害者として、『精神障害者保健福祉手帳』及び『自立支援医療(精神通院医療)』等の制度を利用することができます。



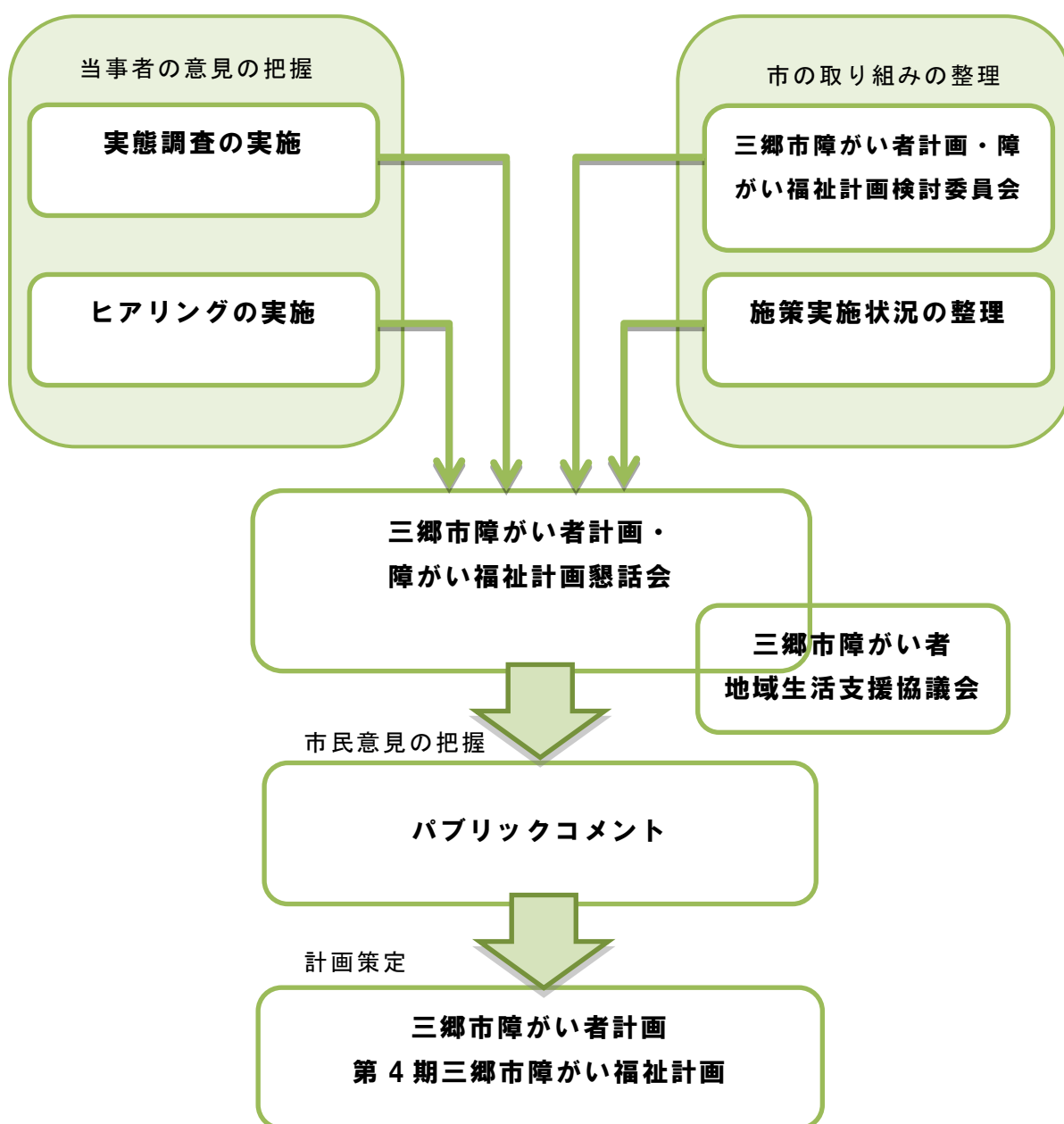
## 5 計画策定までの流れ

計画の策定に先立ち、実態調査やヒアリングを実施し、当事者や支援者の方の意見を把握しました。

実態調査結果や市の施策の実施状況等を基に、市の障がい者施策の推進について広く意見を求める場として「三郷市障がい者計画・障がい福祉計画策定懇話会」を設置し、今後の課題や取り組みの方向性についての意見をいただきました。

また、計画策定の過程でパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を参考にして策定されています。

《計画策定までの流れ》



## 第2章 障がい者を取り巻く状況

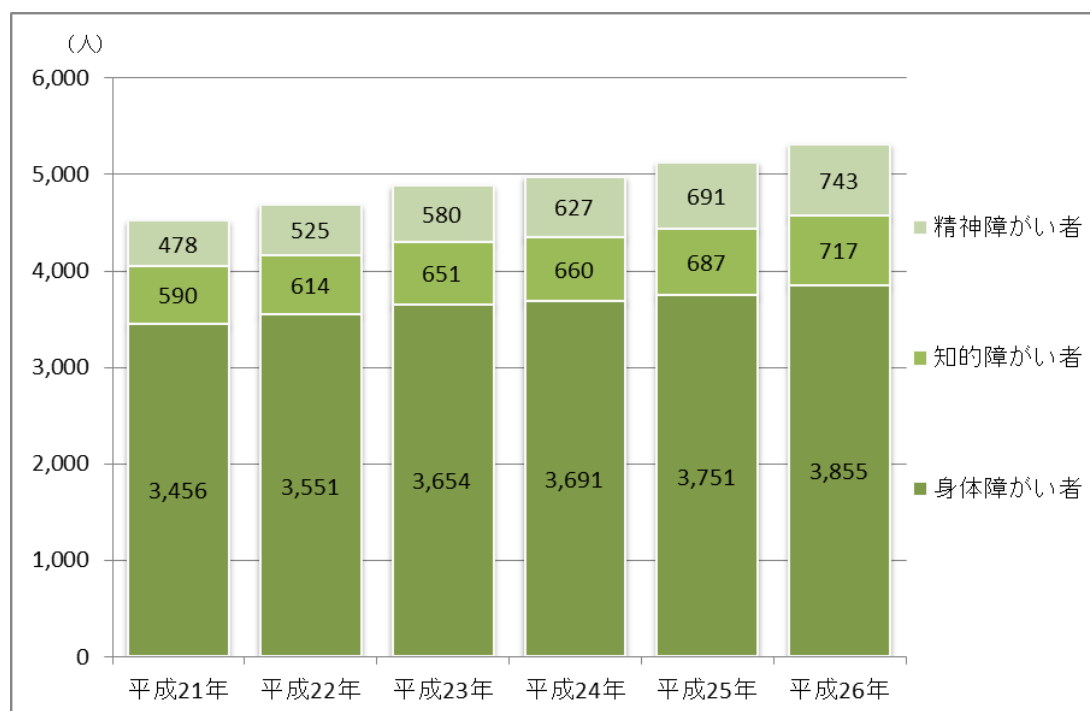
### 1 障がい者数等の推移

#### (1) 人口と障がい者数（手帳所持者数）

市の障害者手帳所持者数（平成26年4月1日現在）は全体で5,315人、その内訳は身体障がい者が3,855人、知的障がい者が717人、精神障がい者が743人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障がい者は2.84%、知的障がい者は0.53%、精神障がい者は0.55%となっています。各障がい者ともに年々増加する傾向が続いています。

障害者手帳所持者数の推移



(単位: 人)

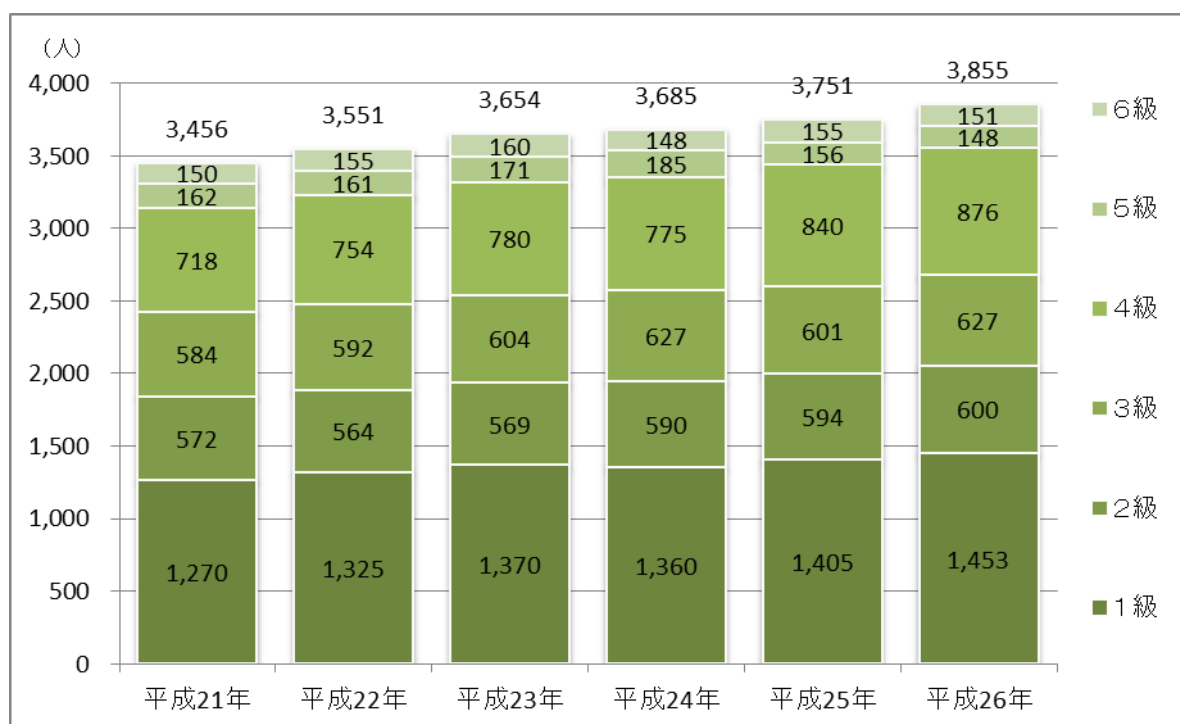
区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者手帳所持者数	3,456	3,551	3,654	3,691	3,751	3,855
総人口比	2.63%	2.68%	2.74%	2.77%	2.79%	2.84%
療育手帳所持者数	590	614	651	660	687	717
総人口比	0.45%	0.46%	0.49%	0.50%	0.51%	0.53%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	478	525	580	627	691	743
総人口比	0.36%	0.40%	0.43%	0.47%	0.51%	0.55%
合計	4,524	4,690	4,885	4,978	5,129	5,315
総人口	131,284	132,299	133,372	133,318	134,515	135,856
対総人口比	3.45%	3.55%	3.66%	3.73%	3.81%	3.91%

※各年4月1日現在、総人口は住民基本台帳人口。

## (2) 身体障がい者

身体障がい者についてみると、平成 26 年 4 月 1 日現在の手帳所持者は 3,855 人となっています。障がいの程度別の状況は、1 級が 1,453 人（全体の 37.7%）で最も多く、次いで 4 級が 876 人（同 22.7%）となっています。平成 21 年と比較すると 1 級と 4 級の占める割合が多くなっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



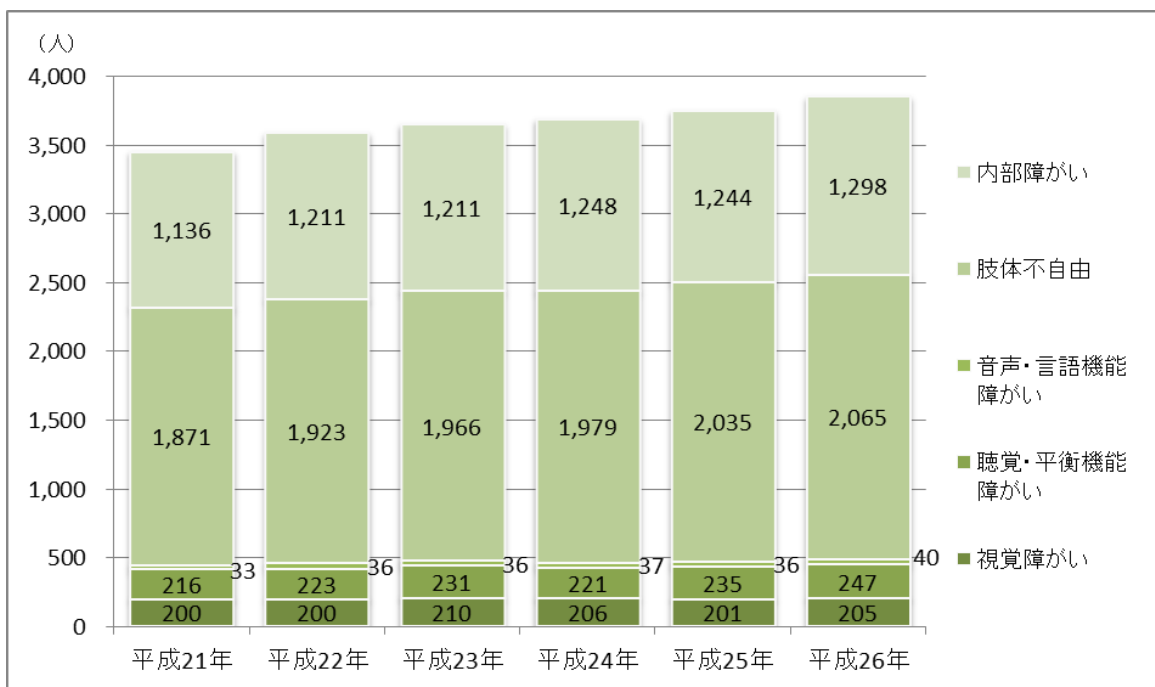
（単位：人）

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1級	1,270 36.7%	1,325 37.3%	1,370 37.5%	1,360 36.9%	1,405 37.5%	1,453 37.7%
2級	572 16.6%	564 15.9%	569 15.6%	590 16.0%	594 15.8%	600 15.6%
3級	584 16.9%	592 16.7%	604 16.5%	627 17.0%	601 16.0%	627 16.3%
4級	718 20.8%	754 21.2%	780 21.3%	775 21.0%	840 22.4%	876 22.7%
5級	162 4.7%	161 4.5%	171 4.7%	185 5.0%	156 4.2%	148 3.8%
6級	150 4.3%	155 4.4%	160 4.4%	148 4.0%	155 4.1%	151 3.9%
合計	3,456	3,551	3,654	3,685	3,751	3,855

※各年 4 月 1 日現在、下段は合計に対する割合。

障がい部位別の状況は、肢体不自由が 2,065 人（同 53.6%）を占め、次いで内部障がい 1,298 人（同 33.7%）、視覚障がい 205 人（同 5.3%）、聴覚・平衡機能障がい 247 人（6.4%）、音声・言語機能障がい 40 人（1.0%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



（単位：人）

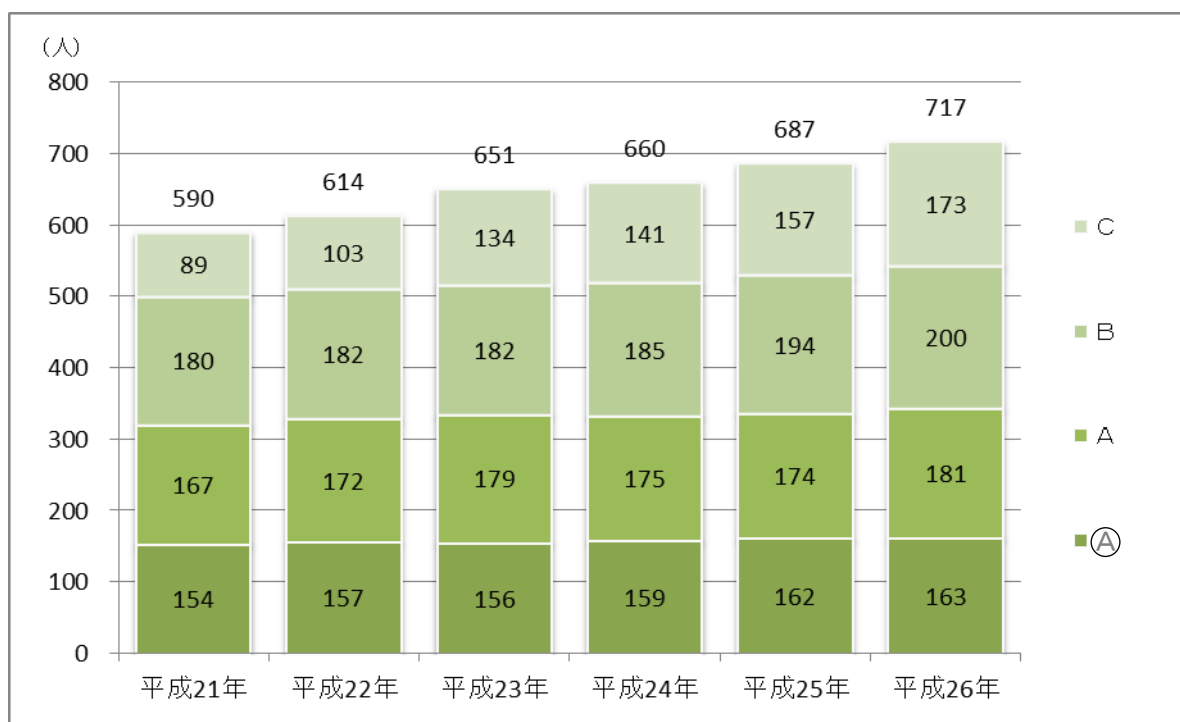
区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
視覚障がい	200 5.8%	200 5.6%	210 5.7%	206 5.6%	201 5.4%	205 5.3%
聴覚・平衡機能障がい	216 6.3%	223 6.3%	231 6.3%	221 6.0%	235 6.3%	247 6.4%
音声・言語機能障がい	33 1.0%	36 1.0%	36 1.0%	37 1.0%	36 1.0%	40 1.0%
肢体不自由	1,871 54.1%	1,923 54.2%	1,966 53.8%	1,979 53.7%	2,035 54.3%	2,065 53.6%
内部障がい	1,136 32.9%	1,211 34.1%	1,211 33.1%	1,248 33.9%	1,244 33.2%	1,298 33.7%
合計	3,456	3,551	3,654	3,685	3,751	3,855

※各年 4 月 1 日現在、下段は合計に対する割合。

### (3) 知的障がい者

知的障がい者についてみると、平成 26 年 4 月 1 日現在の手帳所持者は 717 人となっています。手帳の等級別では、㊤が 163 人(全体の 22.7%)、A が 181 人(同 25.2%)、B が 200 人(同 27.9%)、C が 173 人(同 24.1%) となっています。平成 21 年と比較すると C の占める割合が多くなっています。

療育手帳（みどりの手帳）所持者数の推移（等級別）



(単位：人)

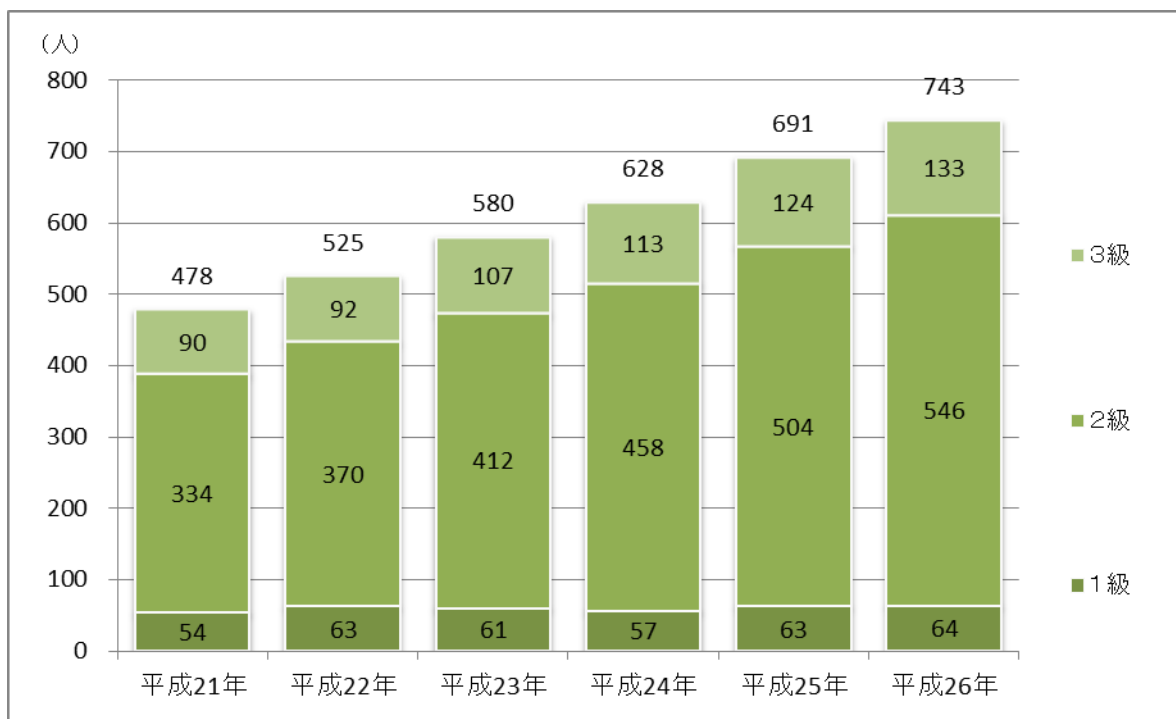
区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
㊤	154 26.1%	157 25.6%	156 24.0%	159 24.1%	162 23.6%	163 22.7%
A	167 28.3%	172 28.0%	179 27.5%	175 26.5%	174 25.3%	181 25.2%
B	180 30.5%	182 29.6%	182 28.0%	185 28.0%	194 28.2%	200 27.9%
C	89 15.1%	103 16.8%	134 20.6%	141 21.4%	157 22.9%	173 24.1%
合計	590	614	651	660	687	717

※各年 4 月 1 日現在、下段は合計に対する割合。

## (4) 精神障がい者

精神障がい者についてみると、平成 26 年 4 月 1 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は 743 人となっています。手帳の等級別では、2 級が 546 人(全体の 73.5%)で最も多く、3 級が 133 人(同 17.9%)、1 級が 64 人(同 8.6%)となっています。平成 21 年と比較すると 2 級の占める割合が多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



(単位:人)

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	54 11.3%	63 12.0%	61 10.5%	57 9.1%	63 9.1%	64 8.6%
2 級	334 69.9%	370 70.5%	412 71.0%	458 72.9%	504 72.9%	546 73.5%
3 級	90 18.8%	92 17.5%	107 18.4%	113 18.0%	124 17.9%	133 17.9%
合計	478	525	580	628	691	743
医療費負担利用者	1,360	1,441	1,520	1,555	1,598	1,639

※各年 3 月末日現在、下段は合計に対する割合。医療費負担利用者は自立支援医療制度の利用者数。

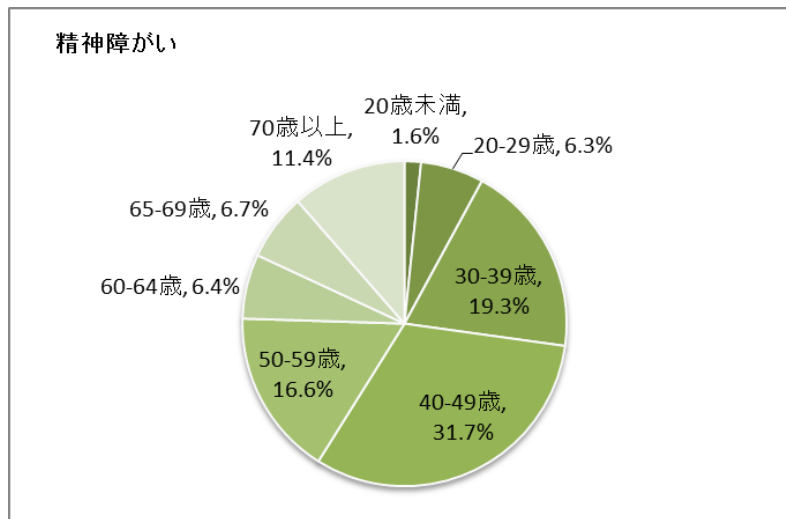
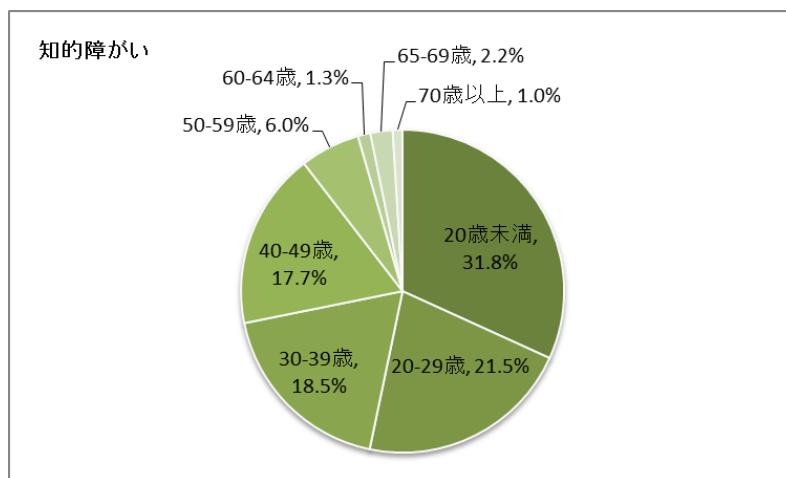
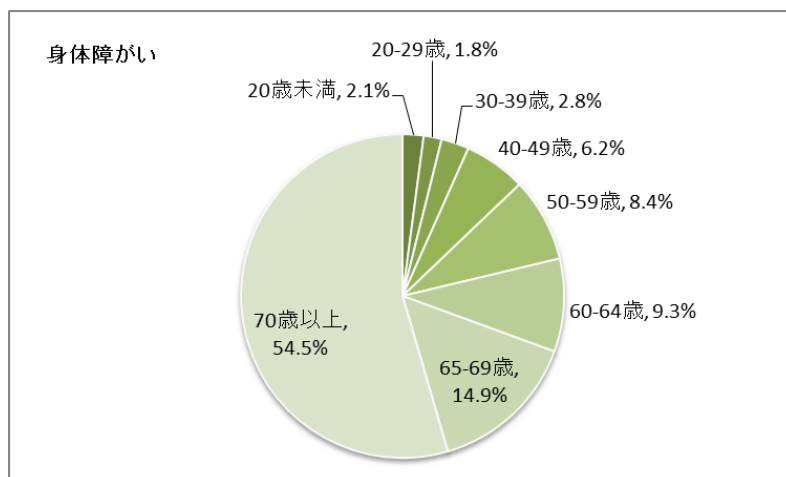
※自立支援医療（精神通院医療）とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給するもの。



## (5) 年齢別の状況

障がい者の年齢別構成比をみると、身体障がいでは65歳以上が約7割を占め、70歳以上が54.5%と特に多くなっています。知的障がいでは20歳未満が31.8%と多く、20歳～49歳までで57.7%を占めています。精神障がいでは40代が31.7%と多く、30歳～59歳までで67.6%を占めています。

年齢別構成比



## 2 実態調査の結果

計画策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「三郷市 障がい者福祉に関する実態調査」を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

### 調査実施概要

調査対象：平成26年7月1日現在三郷市が援護の実施機関である身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者

調査方法：郵送法（郵送配布－郵送回収）

調査期間：平成26年8月7日（木）～8月25日（月）

発送数：5,128票

回収結果：有効回収数3,137票、有効回収率61.2%

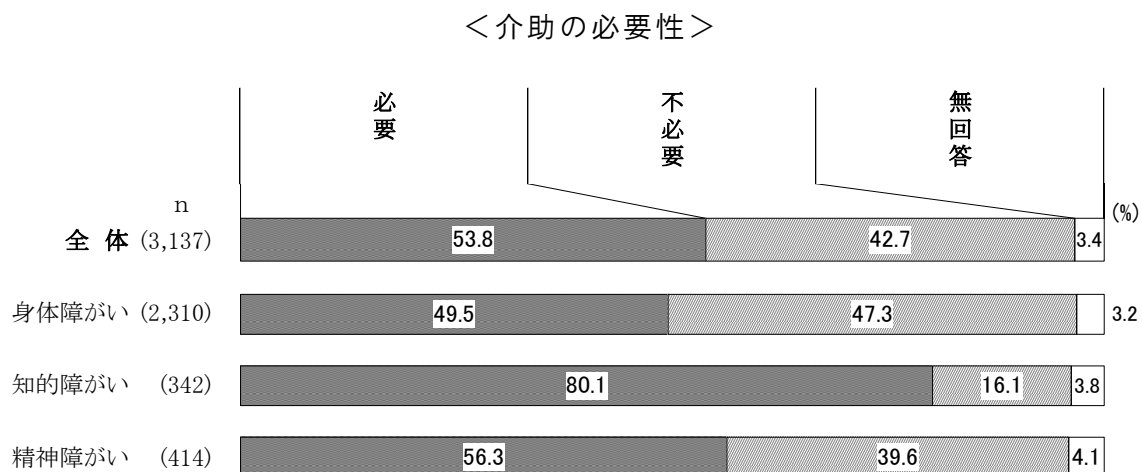
### (1) 本人について

○年齢は、身体障がいでは65歳以上が7割強を占め、知的障がいでは6歳から39歳、精神障がいでは30歳から49歳にかけて多くなっています。

	n	0～5歳	6～18歳	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
全体	3,137	0.9	3.3	4.3	6.9	10.0	17.4	29.2	27.0	1.1
身体障がい	2,310	0.4	0.6	1.0	1.8	4.8	18.9	36.4	35.1	0.9
知的障がい	342	4.1	23.7	21.6	23.4	17.5	5.3	3.5	0.6	0.3
精神障がい	414	0.2	1.0	8.5	20.8	32.4	19.6	12.8	4.1	0.7

※網掛けはその調査区分で20%以上の数値を示します。

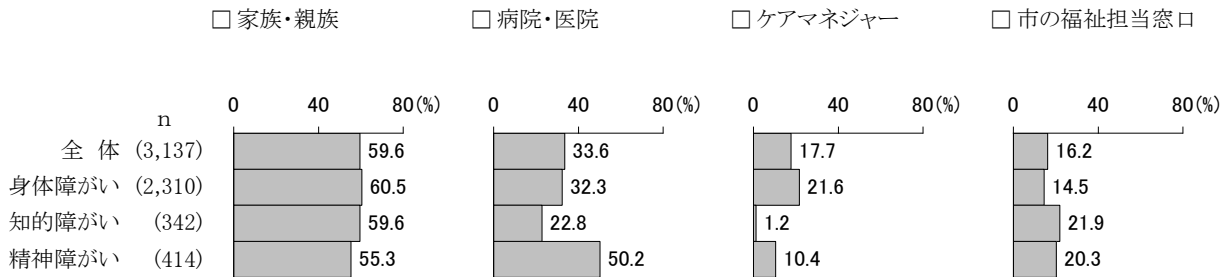
○普段の生活の中で、何らかの介助や支援を必要とする割合は知的障がいでは8割を超え、精神障がいでは56.3%、身体障がいでは49.5%となっています。



## (2) 相談や情報入手について

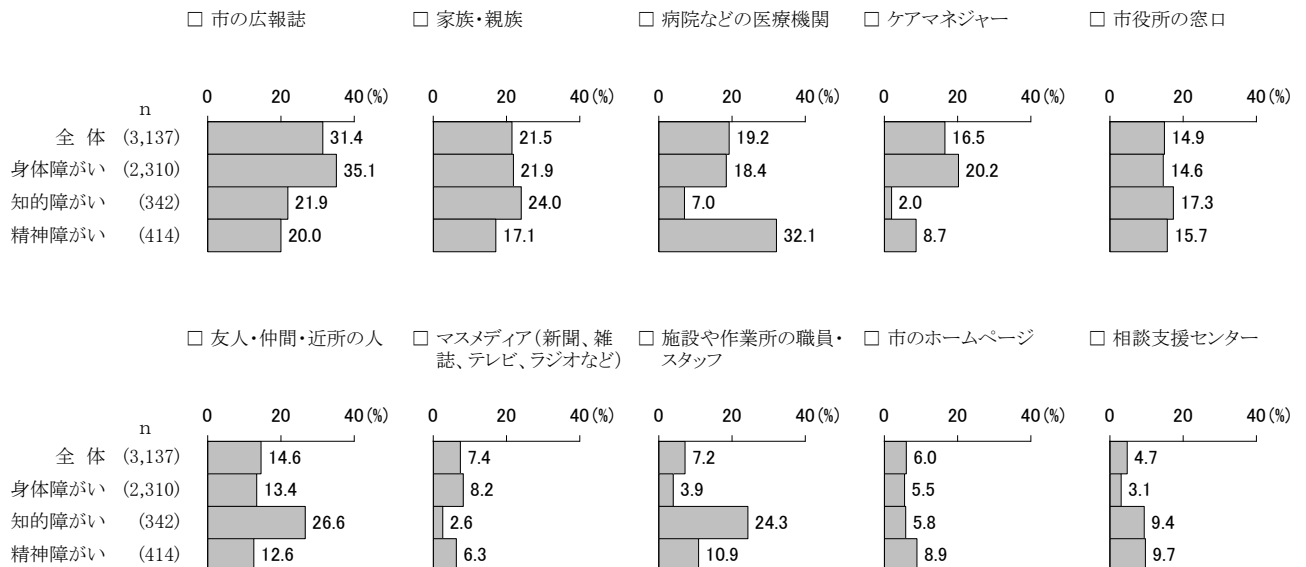
○困ったときや、相談したいことがあったときの相談先は、いずれの障がい区分でも「家族・親族」が5割以上となっています。

### <相談先>



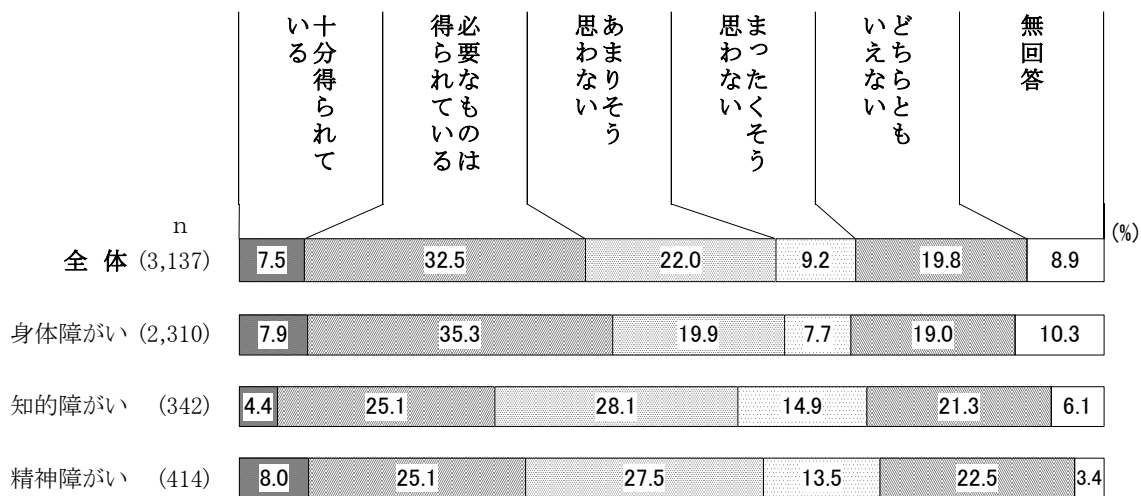
○市の生活支援に関するサービスの情報の入手は、身体障がいでは「市の広報誌」が35.1%と多く、知的障がいでは「家族・親族」、「友人・仲間・近所の人」、「施設や作業所の職員・スタッフ」といった人を介しての入手が比較的多くみられます。また、精神障がいでは「病院などの医療機関」が32.1%と多くなっています。

### <サービスの情報源>



〇市の生活支援に関するサービスの情報が《得られている》（「十分得られている」と「必要なものは得られている」の計）は、身体障がい者が43.2%、精神障がい者が33.1%、知的障がい者が29.5%となっており、障がいの区分によりそれぞれ違いが生じています。一方、《得られていない》（「まったくそう思わない」と「あまりそう思わない」の計）は知的障がい（43.0%）、精神障がい（41.0%）で4割台となっています。

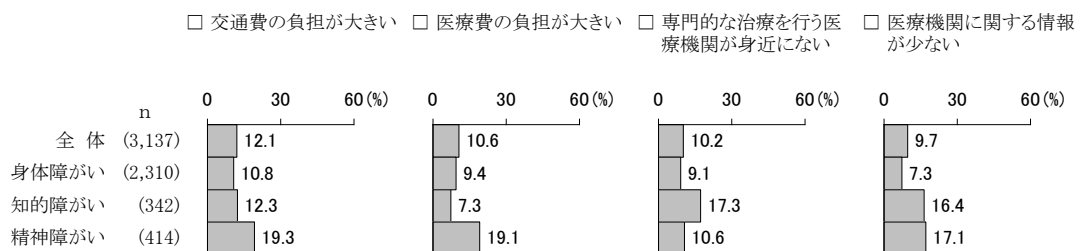
### ＜市のサービス情報の充足度＞



### （3）保健・医療について

〇医療の診療や定期健診、リハビリを受けるにあたり困ることは、いずれの障がい区分でも「特にない」が最も多くなっています。困ることの中では、知的障がいと精神障がいでは「医療機関に関する情報が少ない」が1割台半ばとなっており、この他、精神障がいでは「交通費の負担が大きい」、「医療費の負担が大きい」、知的障がいでは「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」が他の障がい区分より多くなっています。

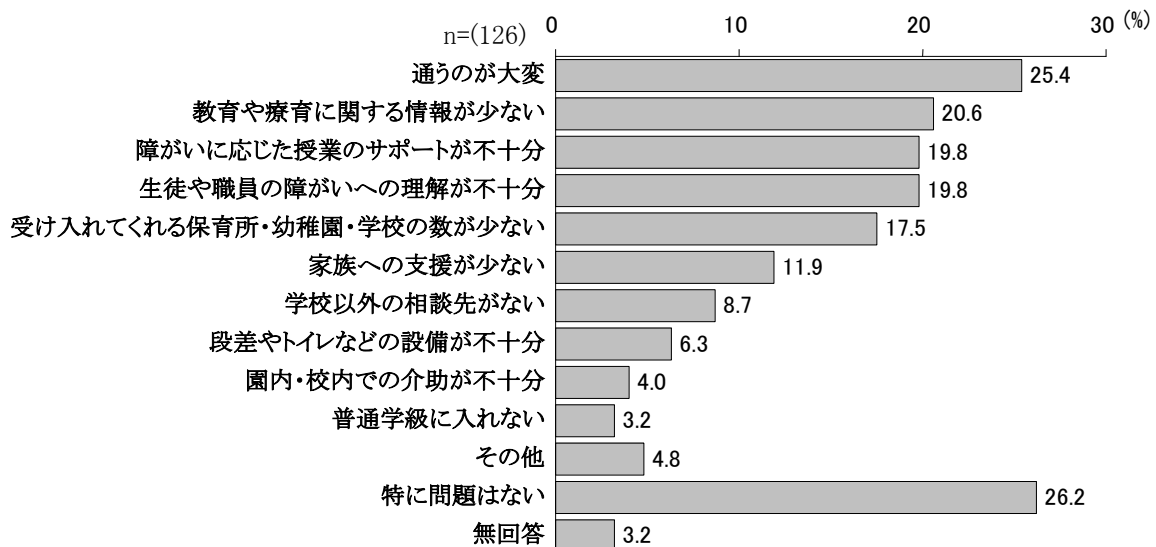
### ＜医療機関受診の際に困ること＞



## (4) 通園・通学について

○通園・通学する上で困っていることでは、およそ4人に1人が「通うのが大変」として  
いる他、「教育や療育に関する情報が少ない」、「障がいに応じた授業のサポートが不十分」、「生徒や職員の障がいへの理解が不十分」、「受け入れてくれる保育所・幼稚園・学校の数が少ない」といった支援体制に関する指摘も多くなっています。

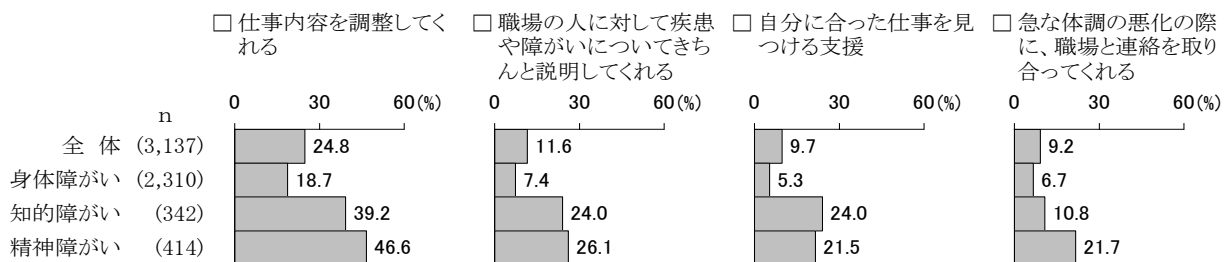
### <通園・通学する上で困っていること>



## (5) 就労について

○働く際にあるとよい支援は、「仕事内容を調整してくれる」が多くなっています。また、「職場の人に対して疾患や障がいについてきちんと説明してくれる」、「自分に合った仕事を見つける支援」、「急な体調の悪化の際に、職場と連絡を取り合ってくれる」なども比較的多くなっています。

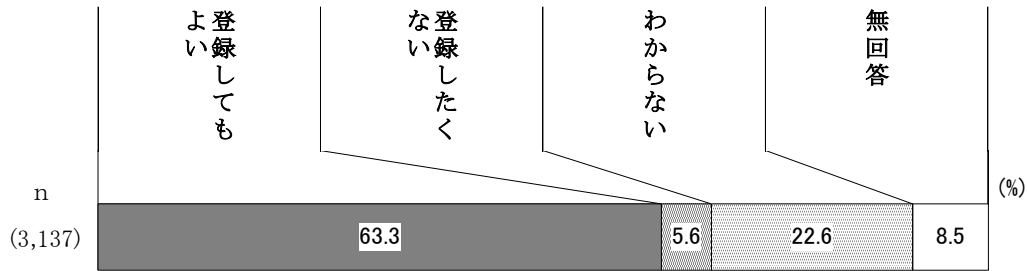
### <働く際に必要な支援>



## (6) 災害時の対応について

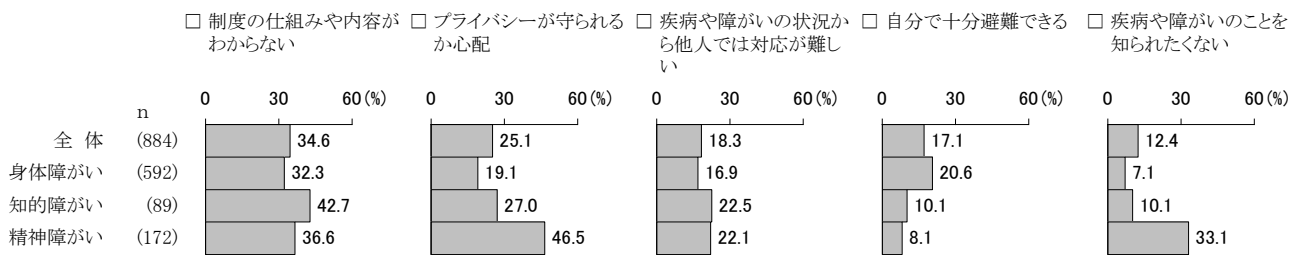
○災害時の避難や救助のために、住所・氏名・連絡先などを事前に登録しておく制度に登録を希望する人は63.3%となっています。

＜災害時要援護者名簿への登録意向＞



○登録したくない、あるいはわからない理由としては、身体障がいと知的障がいでは「制度の仕組みや内容がわからない」が最も多い理由となっています。精神障がいでは「プライバシーが守られるか心配」(46.5%)が最も多い理由で、「疾病や障がいのことを知られたくない」も33.1%となっています。

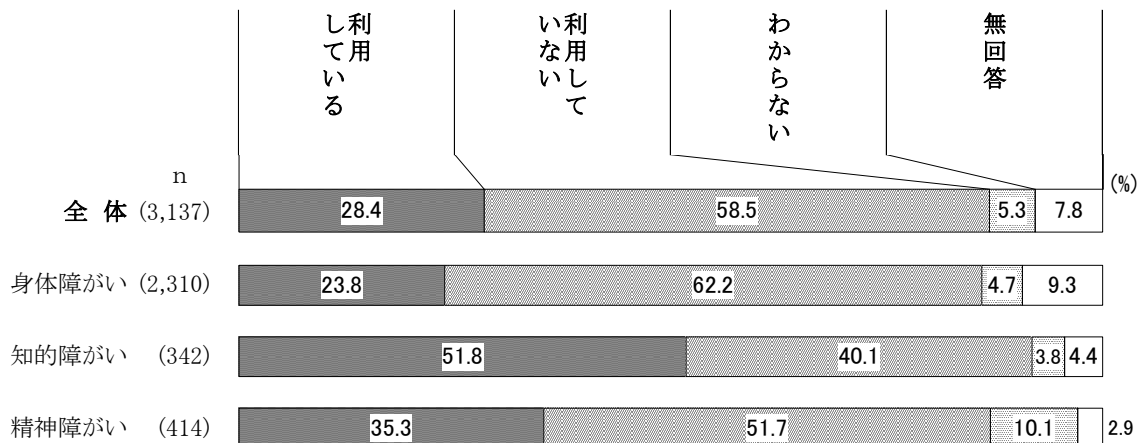
＜登録したくない理由＞



## (7) サービスの利用等について

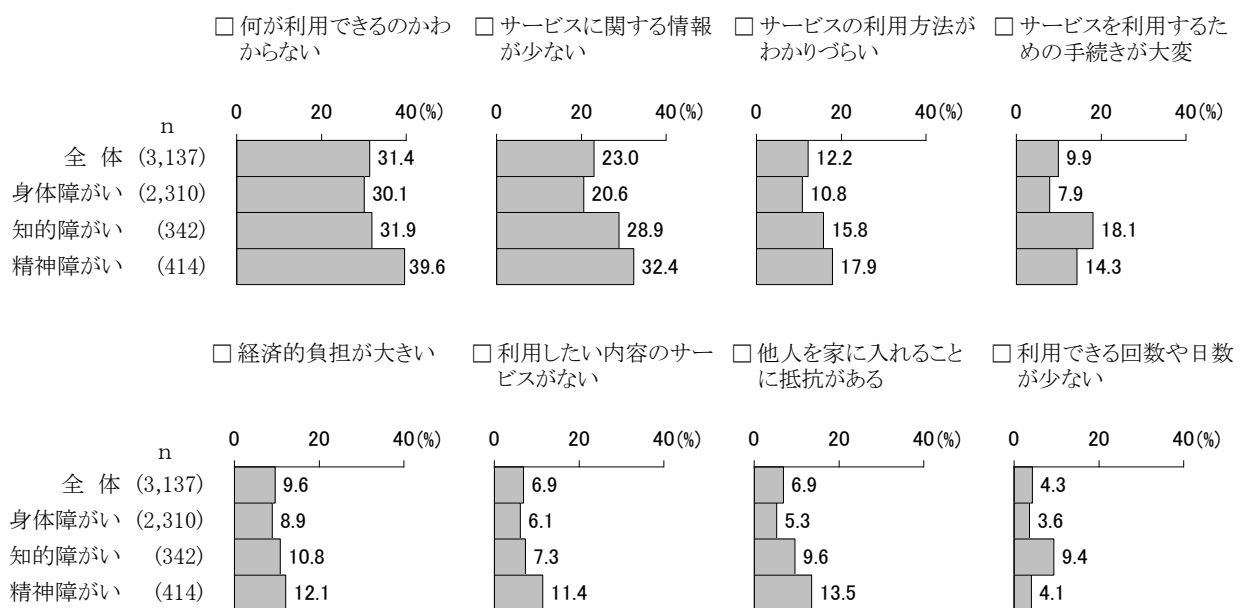
○障害福祉サービスを「利用している」は知的障がいでは5割以上となっていますが、精神障がい（35.3%）と身体障がい（23.8%）では「利用していない」を下回っています。

＜障害福祉サービスの利用状況＞



○障害福祉サービスの利用の際に困ったり、不便だと思うことは、「何が利用できるのかわからない」や「サービスに関する情報が少ない」という声が比較的多く、特に精神障がいでは他の障がい区分より多くあげられています。

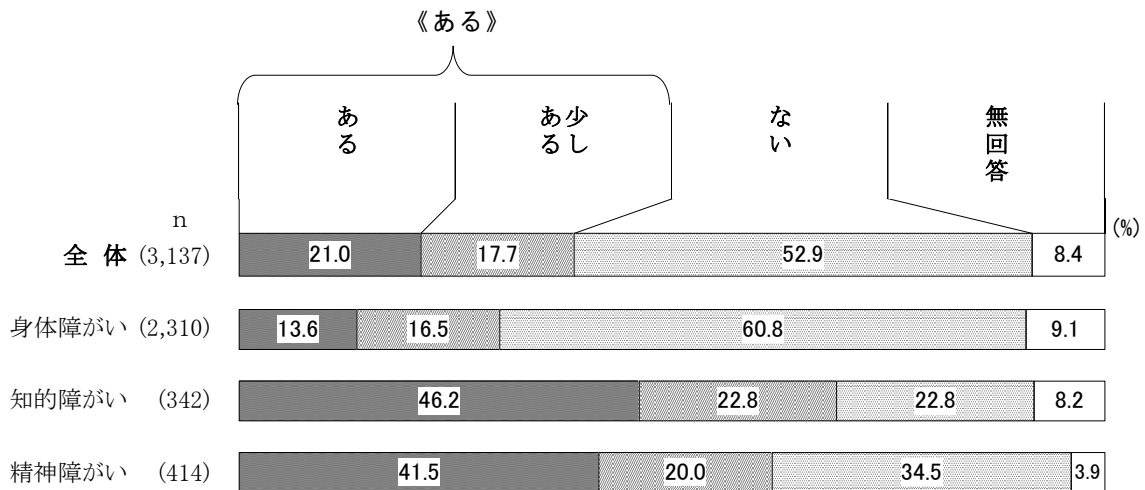
＜サービスを利用する際に不便なこと＞



## (8) 権利擁護等について

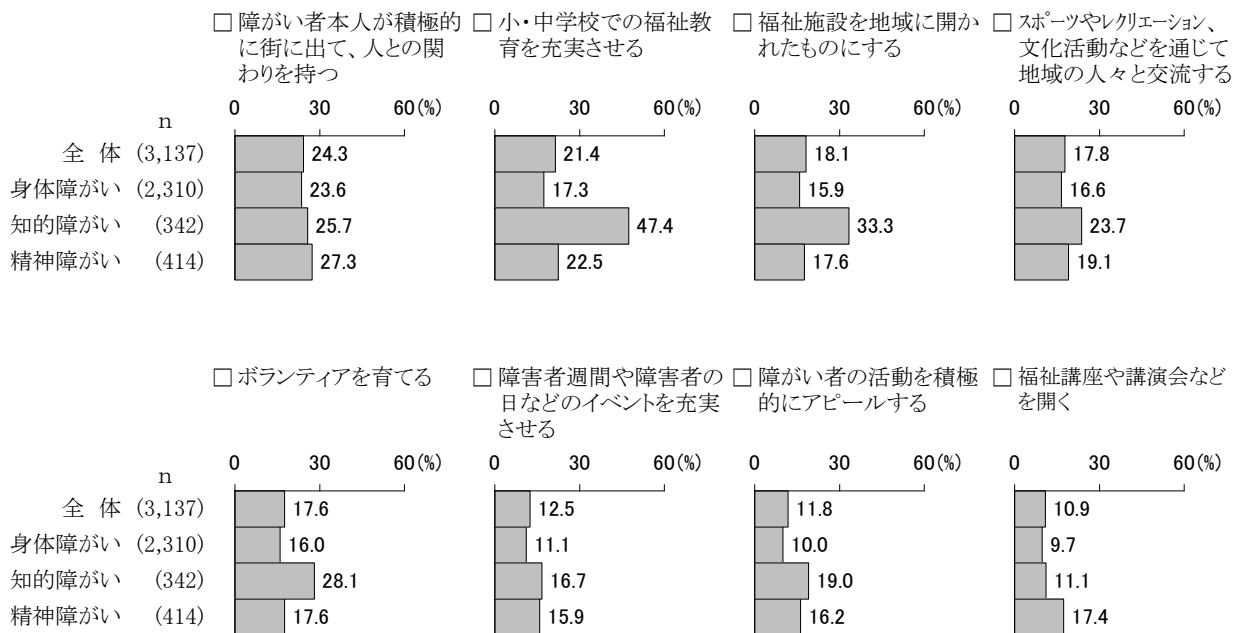
○障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことが《ある》(「ある」と「少しある」の計)は、身体障がい者が30.1%であるのに対し、知的障がい者が69.0%、精神障がい者が61.5%と倍以上になっており、障がい区分による差がみられます。

### <差別された経験>



○障がい者に対する理解を深めるために今後力を入れるべきことは、知的障がい者で「小・中学校での福祉教育を充実させる」(47.4%)、「福祉施設を地域に開かれたものにする」(33.3%)、「ボランティアを育てる」(28.1%)が他の障がい者より多くなっています。

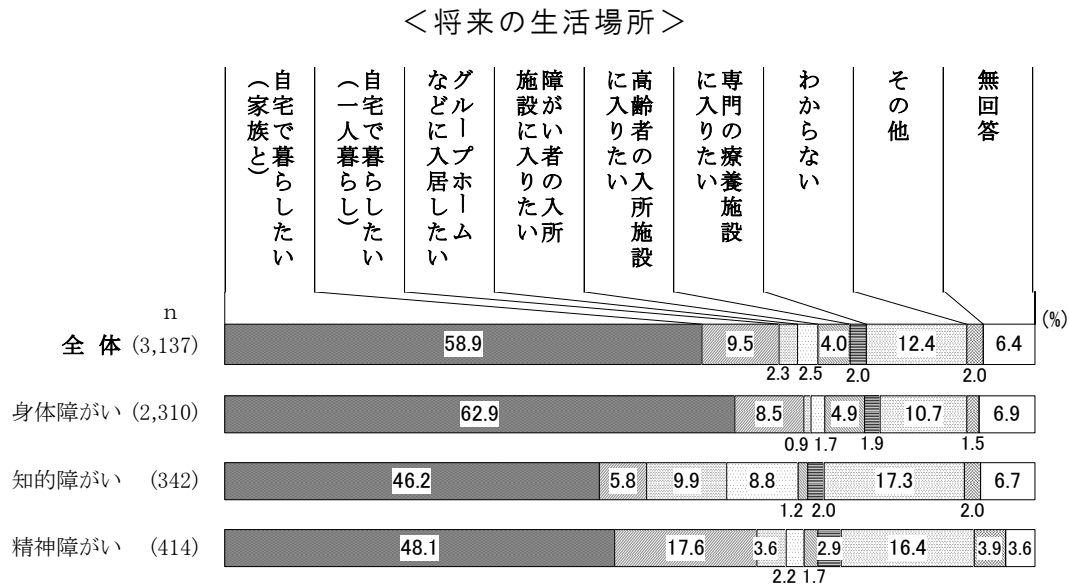
### <障がい者理解を深めるために重要なこと>





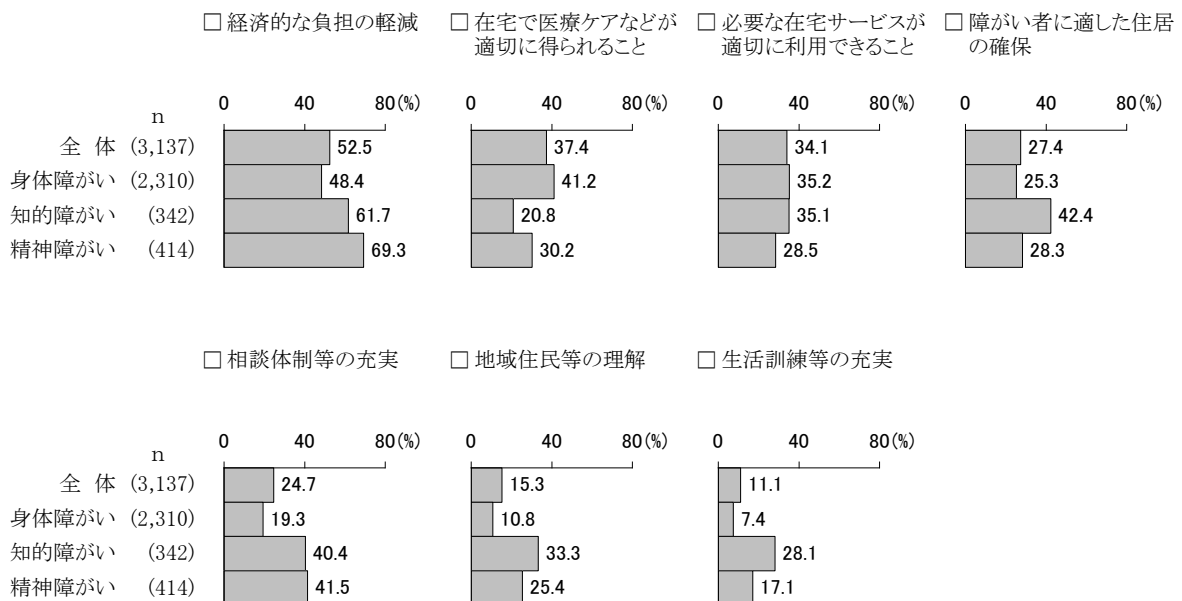
## (9) 将来の暮らしについて

○将来の暮らしの希望では、いずれの障がい区分でも「自宅で暮らしたい（家族と）」が最も多く、特に身体障がいでは62.9%と多くなっています。精神障がいでは「自宅で暮らしたい（一人暮らし）」も17.6%となっています。



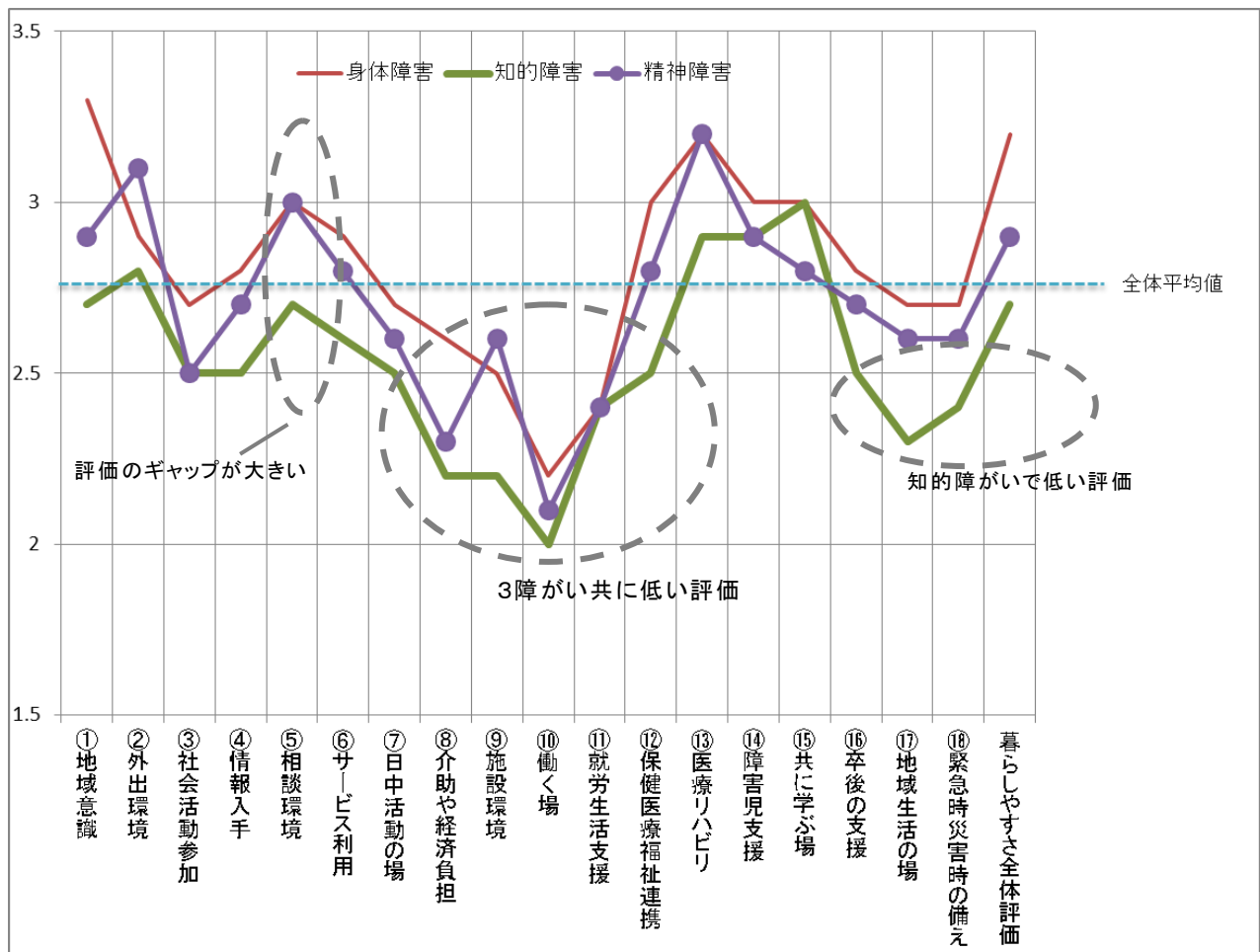
○将来にわたり地域で生活するためにあればよいと思う支援は、いずれの障がい区分でも「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。また、身体障がいでは「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、知的障がいでは「障がい者に適した住居の確保」と「相談体制の充実」、精神障がいでは「相談体制等の充実」が4割台と多くなっています。

### ＜地域生活を続けていくために必要なこと＞



## (10) 施策の評価

〇市の現在の福祉のまちづくりにおける評価をみると、各障がいともに「⑩働く場」についての評価が最も低く、日中活動の場や施設環境などを含めた活動環境への評価が低くなっています。また、知的障がいでは各項目への評価が他に比べて低く、特に「⑨施設環境」「⑩働く場」「⑧介助や経済的負担」とともに「⑰地域生活の場」への評価が低くなっています。



### 3 ヒアリング調査の結果

計画策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、ヒアリング調査を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

#### ヒアリング調査実施概要

調査対象：平成26年7月1日現在三郷市が援護の実施機関である身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者 47名

調査期間：平成26年8月7日（木）～8月25日（月）

#### ヒアリング調査結果のポイント

基本目標1 自立と社会参加の支援体制づくり	
【課題】	<ul style="list-style-type: none"><li>・心のバリアフリーの推進</li><li>・雇用・就労の促進</li><li>・スポーツ・文化・芸術活動の推進</li></ul>

- ◆親なき後の社会の受け入れ体制が必要
- ◆就労環境の整備や職種拡大が必要

基本目標2 地域生活の支援基盤づくり	
【課題】	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉施設・サービスの充実</li><li>・保健・医療サービスの充実</li><li>・障害福祉サービスの推進</li></ul>

- ◆ショートステイ等短期宿泊施設の増設が必要
- ◆安心して生活できるグループホーム等入所施設の充実や増設が必要
- ◆障がい者の家族や介護者の支援の充実が必要
- ◆配食サービスの充実が必要
- ◆福祉用具公費補助の対象用具の拡大が必要
- ◆夜間・休日、24時間体制の医療環境と医療費の補助拡大が必要
- ◆情報提供の強化、相談体制の充実が必要
- ◆申請手続きの簡素化や時間短縮が必要

### 基本目標 3 教育体制づくり

【課題】

- ・ 障がい児保育・療育・教育の充実
- ・ 生涯学習の充実

◆ 高次脳機能障がい者や発達障がいも含め障がいへの理解促進や支援の充実が必要

### 基本目標 4 安心して暮らせるまちづくり

【課題】

- ・ 福祉のまちづくりの推進
- ・ 防災・防犯対策の推進

- ◆ 施設利用時や通院のための交通費の補助が必要
- ◆ 交通の利便性の充実が必要
- ◆ 障がい者が歩きやすい道の整備や点字ブロックの増設が必要
- ◆ 建物内の段差解消などバリアフリーの促進が必要
- ◆ 災害時の避難場所や避難経路の情報提供が必要
- ◆ 障がい者が単独避難した際の服薬等の医療管理が必要
- ◆ 障がい者に配慮した避難所の確保が必要



## 4 施策の実施状況

### (1) 施策の取り組み状況

前計画期間中（平成 24 年度～平成 26 年度）においては、主に以下の施策に取り組んできました。

#### 前計画の取り組み①「自立と社会参加の支援体制づくり」

福祉サービス等の情報提供の他、スポーツ・文化・芸術活動への参加促進、就労支援に取り組んできました。

- 広報紙、パンフレット等により、福祉活動、事業やサービス、施設等の利用についての情報を提供してきました。
- 埼玉県が主催する障がい者スポーツ大会、市が主催する障がい者スポーツ・レクリエーション活動等の実施につき、周知を進め、参加の拡大を目指しています。また、市の事業については、より活動が充実したものとなるよう努めています。
- 高齢者・障がい者が制作した作品の展示を行うことにより、創作意欲や生きがいを高め、社会参加を促進してきました。
- 就労支援に関しては、障がい者就労支援センターが中心となり、職業相談、就職準備支援、職場開拓、実習の支援等を実施しています。また、企業側の視点に立った雇用に関する支援も実施してきました。

※三郷市障がい者就労支援センター

障がい者福祉施設みさと（就労継続支援B型施設ワークセンターしいの木／生活介護施設さつき学園）の「ワークセンターしいの木」内に設置。

#### 前計画の取り組み②「地域生活の支援基盤づくり」

障がい福祉サービスや保健福祉サービスがより効果的で、利用しやすいものとなるよう、相談支援体制の強化等に取り組んできました。

- 障がいに関する相談支援を窓口・電話・訪問により実施し、障がい福祉相談支援センターと連携し、処遇困難なケースも効果的に支援を実施しています。また、相談者の家庭環境、背景などに考慮した対応を行っています。
- 在宅サービス、各種経済的支援、手当、補助を行っています。また、情報保障の観点からは、聴覚・言語障がい者ファックス給付、点字図書給付、手話通訳者等の育成、手話通訳者の派遣、要約筆記者派遣事業を行っています。

- 高次脳機能障がいを含めた各種障がいの相談支援手法等を協議し、情報交換する市内病院相談員を中心とした協議会を開催しています。
- 「三郷市精神地域ネット」への参加により、事例検討、関係機関との協力連携、相談支援体制の振り返りを行い、支援体制の構築に活かしています。

### 前計画の取り組み③「教育体制づくり」

障がい児保育・療育・教育の充実とともに、生涯学習の充実に取り組んできました。

- 保健医療分野では、発達遅れ等の二次相談の発達支援相談事業、障がいの早期発見の支援を行う母子保健指導体制の充実を図ってきました。
- 障がい児支援としては、障がい児通所訓練・療育指導、相談、保護者の相談支援等をしいのみ学園、子ども発達支援センター、教育委員会で連携をとりながら実施しています。
- 保育に関しては、障がいのある子ども、ない子どもも共に育つことができるよう統合保育を実施しています。教育面では、就学相談や教育相談による就学、学業、進路等についての相談を実施しています。
- 障がいの内容、種類、特性など、障がい者福祉に関する市民の理解を深めるため、情報提供等周知を行いました。

### 前計画の取り組み④「安心して暮らせるまちづくり」

公共施設のバリアフリーの推進とともに、防災や災害時の体制強化に取り組んできました。

- 交通機関のバリアフリー化（駅のエスカレーター・多機能トイレ設置）の推進、バス交通網整備、低床バス導入促進についての要望等、事業者との協議を実施し、改善に努めてきました。また、障がい者を含めた歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消や点字ブロック設置について改修を推進しています。
- 障がい者の住環境の整備として、重度障害者居宅改善設備費用の補助、住宅改修給付事業を行っています。
- 災害時の対策として、聴覚障がい者等への防災意識向上のための普及・啓発事業とともに、聴覚障がい者等からの緊急通報受信、Web119システムの導入、日常生活用具での火災警報器の給付を行っています。

## (2) 障がい福祉サービスの実施状況

第3期障がい福祉サービスの実施状況は以下の通りです。

### ① 指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績値		計画値			対計画 平成 25 年度
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間数	2,372	2,510	2,003	2,303	2,648	109.0%
	人数	165	187	104	120	134	155.8%
生活介護	人数	79	77	45	52	61	148.1%
自立訓練(機能訓練)	人数	3	1	4	5	7	20.0%
自立訓練(生活訓練)	人数	5	2	5	6	8	33.3%
就労移行支援	人数	26	46	12	13	15	353.8%
就労継続支援(A型)	人数	7	9	2	3	4	300.0%
就労継続支援(B型)	人数	125	128	103	106	109	120.8%
療養介護	人数	20	23	12	13	14	176.9%
短期入所(ショートステイ)	日数	31	34	19	19	20	178.9%
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	人数	61	66	70	105	164	62.9%
施設入所支援	人数	86	86	83	83	83	103.6%
計画相談支援	人数	9	25	19	53	112	47.2%
地域移行支援	人数	0	0	11	11	13	0.0%
地域定着支援	人数	0	0	16	19	25	0.0%

## ② 地域生活支援事業

(年あたり)

サービス種別		単位	実績値		計画値			対計画
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
①相談支援 事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	2	2	2	50.0%
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	-
	相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	-
②成年後見制度利用支援事業		有無	有	有	有	有	有	-
③コミュニケ ーション支 援事業	手話通訳者派遣事業	人数	383	219	410	533	693	41.1%
	要約筆記派遣事業	人数	60	43	26	33	42	130.3%
	手話通訳者設置事業	有無	有	有	有	有	有	-
④日常生活 用具給付等 事業	介護・訓練支援用具	給付 件数	7	6	5	5	6	120.0%
	自立生活支援用具	給付 件数	23	23	20	22	24	104.5%
	在宅療養等支援用具	給付 件数	12	5	12	13	14	38.5%
	情報・意思疎通支援用具	給付 件数	10	14	17	18	19	77.8%
	排泄管理支援用具	給付 件数	1,891	1,837	1,805	1,985	2,183	92.5%
	居宅生活動作補助用具	給付 件数	0	0	3	3	3	0.0%
⑤移動支援事業		人数	137	97	256	409	654	23.7%
⑥地域活動支援センター		箇所	3	3	6	6	6	100.0%
⑦訪問入浴サービス		人数	11	8	9	10	11	80.0%



### (3) 予算額の推移

主な事業に対する予算額の推移は以下の通りです。

事業名	主なサービス内容	予算額(千円)		
		24年度	25年度	26年度
障害福祉サービス給付事業	居宅介護 短期入所 施設入所支援 生活介護 就労移行支援 就労継続支援 放課後等デイサービス等利用負担	731,588	1,080,821	1,090,025
自立支援医療支給事業	自立支援医療(精神通院医療 更生医療 育成医療)給付	202,066	209,897	206,411
補装具交付事業	車いす 義足 下肢装具 補聴器等の交付修理	21,000	21,000	21,000
相談支援事業	成年後見人手續費用 相談支援センター委託料等	14,706	19,451	20,124
コミュニケーション支援事業	手話講座 要約筆記講座 手話通訳者派遣 緊急通報システムWeb119 サービス等	10,262	10,124	15,200
日常生活用具給付事業	ストマ装具 特殊寝台 たん吸引器 入浴補助用具 聴覚障害者用火災警報器等給付	20,784	20,784	20,784
移動支援事業	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の移動支援に対する補助	26,416	33,284	33,284
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動を行う地域活動支援センターへの補助	28,102	28,102	28,102
生活支援事業	訪問入浴サービス事業 生活サポート事業 身体障害者自動車運転免許取得費補助・自動車改造費補助等	2,894	2,894	5,982
在宅障害者支援事業	理美容サービス 配食サービス 重度障害者居宅改善整備費 難聴児補聴器購入助成事業 小児慢性特定疾病日常生活用具給付等	1,328	3,308	2,843
団体・施設等運営事業	生活ホーム補助 共同生活援助等事業費補助金等	7,298	9,138	9,138
心身障害児者一時介護委託料助成事業	保護者が有償で障がい児・者の介護を依頼した場合の委託料助成事業	4,200	4,200	4,200
特別障害者手当等支給事業	常時特別な介護を要する20歳以上の重度障がい者に対する手当	49,773	49,618	49,276
在宅重度心身障害者手当支給事業	重度障がい者の経済的・精神的負担の軽減のため支給する手当	87,420	87,420	87,420
重度心身障害者医療費支給事業	医療を受ける際の医療保険の自己負担分を助成する	276,293	293,823	294,247
福祉タクシー利用料金・自動車燃料費補助事業	福祉タクシー利用料金又は自動車燃料費のどちらか一方を支給	32,044	32,044	32,115
就労支援センター事業	民間企業等への障がい者等の就労・定着支援、相談	4,790	4,843	5,856

## 5 取り組むべき主な課題

これまでの取り組みが一定の成果を上げている一方、次のような残された課題や新たに取り組むべき課題も浮かび上がってきています。

### 1 自立と社会参加の支援について

- 障害者差別解消法施行に関する周知を進めることが課題です。そのためまずは行政における義務についての啓発を進め、現時点での取り組み状況を再検討していく必要があります。
- 障がい者差別解消を目指し、障がい福祉に関する啓発をさらに幅広く、充実させていくことが課題です。特に幼児期からの福祉教育を推進していく必要があります。
- 就労支援の更なる促進と就労後の定着支援が課題です。市役所をはじめとする行政機関等での実習の実現、市役所での障がい者の積極的雇用、また、優先調達推進の周知強化と「三郷市障がい者就労施設等優先調達方針」の強化を進める必要があります。
- 就労支援については、地域を中心とした段階的な就労支援体制を構築していくことも課題です。地域の就労系福祉事業者のジョブ・サポーター研修等の専門的研修への参加を促進するとともに、地域企業での実習や就労体験の場を拡大していきます。
- 難病患者等支援、自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）など、更なる医療との連携が必要です。また、介護保険サービスと障がい福祉サービスとの併用ケースが増加していることから、介護保険担当課との協力体制の確立と情報交換を促進していきます。
- 「障がい者スポーツ」や「障がい者芸術展」等の催し物の他に、障がい者が参加しやすい市民講座・レクリエーション事業を充実し、障がいのある人もない人も同じステージで参加できる機会を増やしていく必要があります。
- 障がい者、障がい者施設等が制作した製品の展示、販売の機会を増やすことも検討する必要があります。

### 2 地域生活の支援基盤について

- 現在、在宅で通所施設等を利用している場合、親等保護者なき後は施設入所という形が多いのが事実です。地域で変わらず暮らしたいという希望に応えられるよう、対応策を検討する必要があります。
- また現在、市内には短期入所を行う場所がありません。近距離に対応可能な施設があれば、保護者等の身体的・精神的負担の軽減としても、安全で効果的な在宅生活につなげていくためにも有効であり、対応施設の確保が課題です。

- 計画相談支援の充実のためには、対応事業所の増加が必要です。また、相談支援事業の充実のために、複数の相談支援センターを設置することを検討する必要があります。
- 高度化、多様化するニーズに適切に対応していくために、難病患者等の更なる把握と相談支援の促進、サービス利用に対する周知、高次脳機能障がいに対する相談支援手法・ケースワーク手法の研修、強度行動障がい者の入所施設の開拓を推進していく必要があります。
- 権利擁護を推進するとともに、虐待防止に関する更なる周知、啓発、虐待への迅速な対応のための体制強化、一時保護施設の確保が課題です。

### 3 療育支援や教育体制について

- 切れ目のない相談（療育）支援体制（療育→教育→日中活動・就労等）の構築が課題です。障がい児から青年期の障がい、そして壮年期、高齢者となっても、支援が途切れることのないよう、連携した支援体制を構築していく必要があります。
- 近年対象者が増加している発達障がいに対する相談支援や療育の実施、就学後や成人期の支援も課題です。

### 4 安心して暮らせるまちづくりについて

- オストメイト対応の多機能トイレを、公共施設の他、多くの人を利用する建物にも設置を促していきます。
- 補助犬（盲導犬、聴導犬等）給付事業の更なる周知、給付の推進が必要です。
- 災害時の支援としては、災害時に配慮が必要な人のリストを作成し、具体的な障がい者の避難時の問題、困難さを把握して、安全かつ円滑な避難行動実施のために現実的なプラン、マニュアルを作成する必要があります。
- 避難時の適応障がい（パニック障がい・対人恐怖等）に対する対応（避難行動中・避難場所において）を検討する必要があります。
- 視覚障がい者への防災意識向上のための普及・啓発事業を行います。
- 被害が後を絶たない、知的障がい者、精神障がい者、認知症患者等に対する悪質商法、各種詐欺からの保護、被害の防止の推進も課題です。

※オストメイトとは、人工肛門や人工膀胱（ぼうこう）保有者の方を指しています。オストメイトの方は、病気などによって、臓器に機能障がいがあり、腹部に人工的に排泄のためのストーマ（便や尿を体外に出すために腹部に設けた人工の排泄口）を造設しています。オストメイト対応トイレは、排せつ物等の処理をしやすい機能を備えています。

## 第3章 計画の理念と目標

### 1 計画の理念

共に生きる、  
地域が支える、  
共につくる

三郷市ではこれまでも「共に生きる、地域が支える、共につくる」を基本理念として計画の推進を図ってきました。

障害者基本法が改正され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が規定されました。

市の基本理念は改正された障害者基本法の目的規定にも合致しています。本計画においても、これまでの取り組みを継承しつつさらなる施策展開を目指すことから、この基本理念「共に生きる、地域が支える、共につくる」を継承し、計画の推進を図るものとします。

#### 共に生きる

障がいのある人が、その個性や生き方に合った主体的に選択できる、自立と社会参加が保障された社会をめざします。

#### 地域が支える

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を踏まえ、障がいのある人の主体性と自立性を保障するため、地域の支援基盤の充実にめざします。

#### 共につくる

個人の自立を支えるために、共に助け合い、市民と行政が協働して、「自助、共助、公助」のバランスのとれたサービス提供体制づくりをめざします。

## 2 計画の目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標

1

### 自立と社会参加の支援体制づくり

障がい者差別の解消に向けた啓発活動や地域において共に参加する機会の充実、雇用・就労への支援など、主体的な活動を支える取り組みを進めます。

2

### 地域生活の支援基盤づくり

福祉サービスの質の向上とともに、医療・リハビリテーションとの連携、障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備など、地域生活を支える基盤を強化します。

3

### 障がい児支援の体制づくり

インクルーシブ教育の推進とともに、乳幼児の療育支援から幼稚園・保育所・学校・卒業後のそれぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を構築します。

4

### 安心して暮らせるまちづくり

建物・道路のバリアフリー化を進めます。また、消費者保護や災害時の避難支援の取り組み強化など、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

※インクルーシブ教育

障がいのある・ないに関わらず、共に学ぶことができる教育。人間の多様性を尊重し、障がいのある者が排除されることなく、その時点の教育的ニーズに最も的確に応える指導と個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育のこと。

### 3 施策の体系

#### 基本目標 1：自立と社会参加の支援体制づくり

主要課題

1 心のバリアフリーの推進	施策の方向
	(1) 啓発活動の充実
	(2) 交流活動の充実
	(3) ボランティア活動の支援
2 雇用・就労の促進	
	(1) 一般就労の促進
	(2) 福祉的就労の促進
3 スポーツ・文化・芸術活動の促進	
	(1) スポーツ活動の充実
	(2) 文化・芸術活動の充実

#### 基本目標 2：地域生活の支援基盤づくり

主要課題

1 福祉施設・サービスの充実	施策の方向
	(1) 相談と情報提供体制の充実
	(2) 在宅福祉サービスの充実
	(3) 施設福祉サービスの充実
	(4) 生活基盤の整備
	(5) 経済的支援の充実
	(6) 権利擁護の推進
	(7) 情報のバリアフリー化
2 保健・医療サービスの充実	
	(1) 保健・療養・相談等の支援の充実

#### 基本目標 3：障がい児支援の体制づくり

主要課題

1 障がい児保育・療育・教育の充実	施策の方向
	(1) 早期発見・相談体制の充実
	(2) 障がい児保育・療育の充実
	(3) 教育の充実

#### 基本目標 4：安心して暮らせるまちづくり

主要課題

1 福祉のまちづくりの推進	施策の方向
	(1) バリアフリー化の推進
	(2) 障がいのある人のための住宅の整備・充実
	(3) 移動の自由の確保
2 防災・防犯対策の推進	
	(1) 防災・災害時の対策の推進
	(2) 消費者保護と防犯体制の推進

## 第4章 施策の展開

基本  
目標

1

### 自立と社会参加の支援体制づくり

#### 主要課題1 心のバリアフリーの推進

##### 施策の方向(1) 啓発活動の充実

施策名	内容	担当課
1 福祉活動等の啓発 事業	広報紙、パンフレットの配布を通じ、障害者手帳をお持ちの方のみならず、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等の方々に対し、福祉活動・福祉施設の紹介を行うなど各種活動を啓発・周知します。	障がい福祉課
2 情報提供の充実	障がい福祉に関する制度改正や制度の案内等について、窓口での案内のほか、広報紙、説明会やお知らせの通知、パンフレットの配布、ホームページ等により情報提供します。 また、各種制度利用の入り口となる各種相談窓口の周知に努めます。特にホームページについては随時更新するよう努めます。	障がい福祉課
3 障害者手帳の活用 の促進	障害者手帳を取得することで障がいのある方がより多くの事業を利用できるようになるため、障害者手帳の取得と活用を促進します。利用可能な事業については手帳取得時の説明に加え、ホームページでも周知・説明を行います。	障がい福祉課
4 人権意識の普及・啓 発	すべての市民に、障がいのある人に対する正しい理解や必要な配慮が浸透するよう啓発活動を行い、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現に努めます。	人権・男女共同参画課
5 障がい者福祉につ いての講座の開催	障がい者福祉に対する市民の理解を深めるために、各種の講演や講座の開催を検討します。今後も、三郷市障がい者地域生活支援協議会などと協働して、地域における障がい者差別の解消のための積極的な広報・啓発活動を推進します。	障がい福祉課

## 施策の方向（２）交流活動の充実

施策名	内 容	担当課
6 障がい福祉の情報発信と交流を図るふれあいの場の実施	「三郷市ふれあい広場」は、障がいのある人もない人も共に支えあう豊かな社会づくりを目指し、年1回、市民の方との交流や障がい福祉への理解と関心を高める取り組みを早稲田公園で開催しています。	社会福祉協議会
7 交流及び共同学習教育の推進	障がいのある人など様々な人との交流活動や豊かな自然環境の中での体験学習を通じて、心身ともに健全な児童生徒の育成を目指します。特別支援学校児童がそれぞれ地域の学校で支援籍学習を実施しています。	指導課
8 交流活動の支援	市民が交流できる場として、市民センター、ふれあいパーク、地区文化センター、コミュニティーセンターなどの施設を提供します。	市民活動支援課

## 施策の方向（３）ボランティア活動の支援

施策名	内 容	担当課
9 ボランティアセンターの運営	ボランティア・市民活動の推進・支援を目的とし、ボランティア活動に関する相談対応、広報・啓発、情報の収集と提供、講座や研修の実施等を行っています。随時内容を見直しながら今後も継続して実施していきます。	社会福祉協議会
10 児童・生徒ボランティア活動普及事業	児童・生徒を対象として、「彩の国ボランティア体験プログラム」事業を活用したボランティア活動の機会を提供し、ボランティアの普及に努めます。随時内容を見直しながら今後も継続して実施していきます。	社会福祉協議会
11 福祉協力校及びボランティア推進校の指定	小学校及び中学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、福祉体験や交流、ボランティア学習等を行う学校を福祉協力校（小学校）、ボランティア推進校（中学校）に指定し、授業や行事等を通じて家庭や地域社会へのノーマライゼーション理念の普及と啓発に努めます。随時内容を見直しながら今後も継続して実施していきます。	社会福祉協議会



## 主要課題 2 雇用・就労の促進

### 施策の方向（1）一般就労の促進

施策名	内 容	担当課
12 ジョブ・サポーター 研修への参加支援	県で行っている、障がい者の就労支援関係機関の職員や企業の障がい者雇用担当者等を対象とした、ジョブ・サポーター研修への参加を促進し、市内の障がい者雇用・就労支援環境の質的向上を支援します。	障がい福祉課
13 就労情報の提供・相 談事業	障がいのある人の就労などの情報や問題について、関係機関との連携を図りながら、情報提供や相談に応じます。	障がい福祉課 商工観光課
14 障がい者雇用促進 啓発活動	障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワークと協力して、障がい者雇用促進キャンペーンなどの啓発活動を実施します。	商工観光課
15 企業・公共機関等 における障がい者雇 用の促進	障がいのある人の職業的自立を図るため企業・公共機関等における障がい者雇用を推進します。また、ハローワーク草加での職場適応訓練、職業訓練、試行雇用及び就職後の職場定着指導等についての周知と働きかけを行います。	障がい福祉課 商工観光課
16 就労支援ネットワ ークの構築	障がい者就労支援センターを中心に、ハローワーク、就労支援事業所、特別支援学校などを含む学校、市内企業などのネットワークを構築し、情報の共有を推進するとともに、障がい者就労支援センターと市内の就労移行支援事業所などの連携と分担を図ります。	障がい福祉課

### 施策の方向（2）福祉的就労の促進

施策名	内 容	担当課
17 展示・販売コーナー の施設の促進	障がいのある人の社会的自立を促進するため、制作した製品を展示販売することを検討し、障がい者の就労支援と働くことに対する意識向上を図ります。	障がい福祉課
18 障がい者施設から の優先調達の推進	優先調達方針に沿って、障がい者施設からの物品調達等について、障がい福祉課のみならず、全庁へ周知を図り、各課より発注を進めています。優先調達をより推進するために、庁内各課への周知を図るとともに、優先的に発注してもらうよう定期的に案内をしていきます。	障がい福祉課
19 更生訓練費の支給	自立訓練、就労移行支援を利用している障がいのある人に対し、交通費等の訓練に要した費用を支給します。	障がい福祉課

## 主要課題3 スポーツ・文化・芸術活動の促進

### 施策の方向（1）スポーツ活動の充実

施策名	内容	担当課
20 スポーツ大会への参加促進	全国大会以上の参加についてスポーツ推進課と連携して支援し、また、市の事業としてのスポーツ・レクリエーション交流会等についての周知を支援し、参加者の増加を目指します。	障がい福祉課
21 スポーツ・レクリエーション活動の参加・充実	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加促進のため「三郷市障がい者スポーツ・レクリエーション交流会」を実施します。内容の充実を図るとともに、今後も積極的に周知活動を行い、事業を継続していきます。	スポーツ推進課

### 施策の方向（2）文化・芸術活動の充実

施策名	内容	担当課
22 「文化財めぐり」、 「歴史講座」の開催	障がいのある人も対象として、文化・芸術に関わる教室や講座を開催します。	生涯学習課
23 「ふれあい作品展」 の開催	高齢者及び障がいのある人が創作した作品の展示を行うことにより、創作意欲や生きがいを高め、社会参加を促進するとともに、地域住民の福祉に対する意識を高めることを目的に開催します。	社会福祉協議会
24 「市民文化祭」・「体験教室」等の開催	障がいのある人も対象として、文化・芸術の発表の場を提供するとともに、教室や講座を開きます。	市民活動支援課
25 生涯学習の推進	障がいのある人を含めた市民のさまざまな学習意欲にこたえるため、各種講座や学級などの学習事業の充実を図ります。また、障がいのある人が、これらの学習の場に参加しやすいように事業を実施していきます。	生涯学習課



## 主要課題 1 福祉施設・サービスの充実

### 施策の方向 (1) 相談と情報提供体制の充実

施策名	内 容	担当課
26 総合相談事業	<p>窓口・電話・訪問などにより、市民から高齢者、障がい者などに関する保健福祉についての相談を総合的に受け、サービスの紹介や関係機関との連絡調整などを行います。また、相談支援センターと連携を取りながら、相談者のニーズに合わせた情報提供やサービスの実施を図ります。</p> <p>障害者手帳に該当しない、発達障がい者、難病患者、介護保険利用者等についても相談体制の充実を図り、関係機関との連携のもとにサービス利用につないでいきます。</p>	障がい福祉課
27 精神保健福祉相談・訪問指導事業	<p>精神障がいのある人の早期治療と社会復帰のため、福祉職、保健師、保健所職員がお互いに連携しながら相談・訪問を行います。</p> <p>今後も福祉職、保健師、保健所、相談支援事業所等の関係機関がお互いに連携しながら相談・訪問を行うとともに、発達障がい、高次脳機能障がいについても相談体制を充実していきます。</p>	障がい福祉課
28 難病患者等の相談窓口の充実	<p>障害者総合支援法が施行され、難病患者等も障害福祉サービスの対象となっており、制度の変更や利用可能なサービスへの相談に適切に対応できるよう、今後も保健師、ケースワーカー、保健所などとの連携のもとに、難病患者等に対する相談支援の充実を図っていきます。</p>	障がい福祉課
29 職員の障がいへの理解	<p>福祉サービスの向上を図るため、職員研修などの充実を図り、障がい福祉の相談を受ける場合の基礎知識や福祉サービスの内容の習得に努めます。</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法が施行され、市には、合理的配慮を行うことが義務づけられます。発達障がいや高次脳機能障がいなど様々な障がいに対して適切な支援につなげていくことができるよう、周知を図ります。</p>	障がい福祉課

施策名	内 容	担当課
30 ふくし総合相談窓口	平成 22 年 4 月から、福祉分野を中心とした市民からの相談に対して福祉サービスの案内や総合調整を行う窓口を設置しています。相談の内容に応じて、福祉部関係各課や地域包括支援センター、相談支援事業所と連携を取りながら相談に対応しています。今後も相談内容に応じて関係機関と連携を取りながら相談に対応していきます。	ふくし総合支援課
31 広報音読CD「声のたより」配布事業	視覚障がい者に対し、広報みさと・議会だより・社協だより等の社会生活に必要な情報等を収録したCDの配布を行うことにより、視覚障がい者の福祉増進を図ることを目的として実施します。また、利用者と音訳ボランティアとの交流会を実施していきます。	社会福祉協議会
32 障がい福祉相談支援センターの充実	計画相談支援の充実のため、対応事業所の増加に努めるとともに、市域のバランスを考慮した相談支援センターの設置を検討します。	障がい福祉課

## 施策の方向（2）在宅福祉サービスの充実

施策名	内 容	担当課
33 障がい福祉サービスの充実	障害者総合支援法に基づく各種障がい福祉サービス、地域支援事業について、ニーズの把握と適切な提供体制の確保、質の向上に努めます。	障がい福祉課
34 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）	日常生活を営むのに支障がある高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう援助します。	社会福祉協議会
35 地域活動支援センターの充実	特に身体障がい者が気軽に通える、バリアフリーを重視した地域活動支援センターの設置を進めるべく検討していきます。	障がい福祉課
36 在宅心身障害児者一時介護委託助成事業	障がい児・者の保護者等が疾病、冠婚葬祭等の理由で障がい児・者を介護することができない場合に、介護人をあらかじめ指定して一時的に介護委託を行い、介護人に支払った費用につき、一定額を限度額に助成します。需要が高い制度であり、今後も継続して実施していきます。	障がい福祉課
37 補装具の交付・修理	身体障がい児・者の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業等を容易にするため、補装具の給付・交付及び修理を行います。	障がい福祉課

施策名	内 容	担当課
38 福祉機器の貸し出し	障がい児・者に対して、一時的に使用するための車イスを無料で貸し出します。	障がい福祉課
39 配食サービス	食事の支度が困難な障がい者に対して、配食サービスを実施します。	障がい福祉課
40 訪問理美容サービス事業	重度身体障がい者の家庭に訪問して、理美容サービスを行います。	障がい福祉課
41 サービスの利用促進	各種サービスの情報などが、必要な人にわかり易く届けられるよう、広報紙をはじめとした各種情報提供のあり方について検討を行うとともに、サービスにつながりにくい人々に向けた訪問支援活動を充実します。	障がい福祉課
42 超重症心身障がい児短期入所等の促進	医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児を介助する家族の精神的、身体的負担を軽減するため、短期入所、日中一時支援利用に対する補助を行います。	障がい福祉課

### 施策の方向（3）施設福祉サービスの充実

施策名	内 容	担当課
43 障がい者交流ルームの充実	障がい児・者の日常的交流の場、福祉団体の活動の場として、障がい者交流ルームの充実を図ります。	障がい福祉課
44 通所施設の確保	身体障がい者を受け入れる通所施設開設が要望されていることから、関係団体にその設置についての依頼を進め、グループホーム同様、設置しやすい環境整備を進めるよう研究していきます。	障がい福祉課
45 短期入所施設の確保	市内外の各種事業者と協議の上、短期入所の必要性・重要度を共有し、事業の実施、展開を働きかけます。	障がい福祉課



## 施策の方向（４）生活基盤の整備

施策名	内 容	担当課
46 グループホームへの支援	ある程度の自活能力があり数人での生活を営むことができる知的障がい者や精神障がいのある人を対象として、地域社会における自立を支援するために設置されているグループホームに対して運営補助を行います。	障がい福祉課
47 グループホームの設置促進	都市計画・開発担当課との協議、情報共有により、可能な限り市内にグループホームを設置しやすくするべく環境整備に努めていきます。 また、国や県からの設置に関する有益な情報等を迅速に関係機関・団体に提供します。	障がい福祉課

## 施策の方向（５）経済的支援の充実

施策名	内 容	担当課
48 各種手当の支給	療育支援や重度の障がい支援として、各種手当を支給します。国や県の動向および経済状況の変化を勘案しながら、円滑な運用をしていきます。  【特別児童扶養手当】 知的又は身体に障がいがある 20 歳未満の子どもを家庭で養育している方に対し、支給しています。 【 障害児福祉手当 】 20 歳未満の在宅重度障がい者に対して、重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図るために手当を支給しています。 【 在宅重度心身障害者手当 】 市内に住んでいる重度心身障がい者の経済的、精神的負担の軽減を図る目的で障がい者本人に手当を支給しています。 【 特別障害者手当 】 20 歳以上で、日常生活において、常時特別な介護を要する、在宅の重度障がい者に対し手当を支給しています。	障がい福祉課
	【 児童扶養手当 】 父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもや、父又は母に一定の障がいがあって子どもを育てている方に対し、手当を支給します。	子ども支援課
49 自立支援医療費 (精神通院医療・更生医療・育成医療)	指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の 1 割が原則として自己負担となります。	障がい福祉課

施策名	内 容	担当課
50 重度心身障害者医療費の助成	心身障がい児・者の一部が、医療を受ける際の医療保険の自己負担分（家族療養付加金を除く）を助成します。	障がい福祉課
51 ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭や父子家庭、又は親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭又は父（母）に一定の障がいがある家庭の方に対し、医療を受ける際の医療保険の自己負担分（家族療養付加給付金を除く）を助成します。	子ども支援課
52 難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。	障がい福祉課
53 福祉タクシー利用料金・自動車燃料費助成制度	在宅の重度障がい者の社会参加の促進や日常生活援助のために、福祉タクシー利用料金又は自動車燃料費助成制度のどちらか一方を支給します。	障がい福祉課
54 心身障害者扶養共済制度	障がい者の保護者が死亡又は重度の障がいの状態になった場合、その障がい者が年金を受け、生活の安定および将来に対する保護者の不安を軽減する制度です。	障がい福祉課
55 有料道路における障害者割引制度	身体障害者手帳・療育手帳所持者及び障がい者と同一世帯の方に対して、有料道路の割引をします。	障がい福祉課
56 重度障害者居宅改善設備費の補助	下肢、体幹機能障がいがある重度身体障がい児・者の方の住んでいる居宅の玄関、トイレ、浴室等を生活しやすいように改造する場合に、その費用の一部を補助します。	障がい福祉課
57 自動車改造費の補助	運転免許証を所持している障がい者が、運転を容易にするために自動車を改造する場合、その費用の一部を補助します。	障がい福祉課
58 運転免許取得費用の補助	障がい者が、普通自動車免許を取得する場合、取得費用の一部を補助します。	障がい福祉課
59 民営バス運賃の割引	障がい者等が民営バスを利用する場合、運賃の割引を継続して行うよう事業者にも要請します。	交通防犯課

## 施策の方向（6）権利擁護の推進

施策名	内 容	担当課
60 成年後見人制度利用支援事業	身寄りのない重度の知的障がい者又は精神障がい者に対し、市長申立てによる成年後見人の選任と、必要に応じて成年後見人に対する活動報酬の助成を行い、成年後見制度の利用を支援します。	障がい福祉課
61 虐待の早期発見と防止の取り組みの推進	各種の機関と連携を図りながら、市民などへの普及・啓発活動を推進するとともに、早期発見・早期対応を図ります。24時間365日対応可能な「障害者虐待通報・緊急相談事業」について、広く市民などに周知する取り組みを推進します。	障がい福祉課
62 虐待防止体制の強化	障がい者虐待の防止や、養護者による虐待を受けた障がい者の保護および養護者に対する支援を行うために、警察、消防署、相談支援センター等、市内の各関係機関と連携し、協力体制の強化を進めます。	障がい福祉課

## 施策の方向（7）情報のバリアフリー化

施策名	内 容	担当課
63 聴覚・言語障がい者電話ファクシミリ設置事業	聴覚又は言語障がい者で、電話ファクシミリが必要な対象者に、日常生活用具として貸与しています。申請・給付件数が少ないため、周知に努めます。また、当事者にとって利用しやすい機器、制度となるよう内容を検討していきます。	障がい福祉課
64 点字図書等給付事業	視覚障がい者に対して点字図書の給付をすることにより、視覚障がい者の点字図書による情報の入手を容易にするようにしています。申請・給付件数が少ないため、周知に努めます。また、当事者にとって利用しやすい機器、制度となるよう改めて内容を検討していきます。	障がい福祉課
65 手話通訳者等の育成	手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座を開催し、手話通訳者の養成を図り、聴覚・言語障がい者のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課
66 要約筆記奉仕員派遣事業・難聴者支援	聴覚又は音声・言語機能障がい者が、日常生活上必要となる場面に要約筆記奉仕員を派遣します。社会福祉法人 埼玉聴覚障害者福祉会に委託して実施しています。 難聴者への支援として、市主催の講演会等において聴覚障がい者だけでなく難聴の方にも講演内容等が分かるような配慮（要約筆記・ループの設置）に努めます。	障がい福祉課



施策名	内 容	担当課
67 録音・点字図書及び 対面朗読等の実施	視覚障がいなどで、資料や情報の利用に支障をきたす方々のために、録音図書（DAISY）、点字図書、大活字本などの貸出や対面朗読を実施しています。録音図書（DAISY）の利用のPR及び音声読書機などの機器の整備、施設のバリアフリー化等設備の充実に努めます。	生涯学習課
68 重度身体障がい者 緊急通報システム	ひとり暮らしの重度身体障がい者が、家庭内で病気や事故の緊急事態に陥ったときに、ペンダント式の発信機により連絡が取れるようにしています。装置は利用者宅に設置し、緊急通報の受信装置は消防本部に設置しています。	障がい福祉課



## 主要課題２ 保健・医療サービスの充実

### 施策の方向（１）保健・療養・相談等の支援の充実

施策名	内 容	担当課
69 進行性筋萎縮症者療育等の給付	進行性筋萎縮症にかかっている身体障がいのある人に対し、医療機関等で療養と必要な訓練を行っています。	障がい福祉課
70 介護保険との連携の強化	高齢期の障がい者は増加傾向にあるため、介護保険への移行、介護保険との併用について、ケアマネジャー等と連携しサービス調整に努めます。 また、65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症、脳卒中等による高次脳機能障がいに対しても、介護サービスの他に雇用継続に関する支援や障害福祉サービスの活用も含め、関連する他部署と連携し、本人や家族に対する相談体制・支援体制の一層の強化、整備・充実を図ります。	障がい福祉課
71 健康診査事業	生活習慣病の早期発見や適切な指導を行うため、特定健康診査をはじめとした各種健康診査および各種がん検診を実施します。 受診しやすい環境づくりの一環として、受診可能な医療機関の拡大、土日実施医療機関の拡大、集団健診日におけるレディースデイの新設、血管年齢測定の新規実施等を行っています。また、平成 26 年度は、乳がん検診・子宮頸がん検診において過去 5 年間の受診歴がない方に再勧奨（リコール）の無料クーポン券を配布しました。 市民が各種健診・がん検診を受診し、自らの健康づくりの一環として健診を役立てていけるよう、今後も受診率の向上を図ります。	健康推進課



## 主要課題 1 障がい児保育・療育・教育の充実

### 施策の方向（1）早期発見・相談体制の充実

施策名	内 容	担当課
72 母子健康診査事業	<p>妊産婦および乳幼児の疾病や異常の早期発見及び、健康の保持・増進と健全育成を図るため、母子の健康診査（妊婦健康診査・乳幼児健康診査）や保健指導による育児支援を行います。健診案内の漏れのないよう、転入者チェックを毎月 2 回実施し、受診へつながるようにしています。</p> <p>今後も受診率の向上や精度管理に努めます。また、健診医により「要受診」と判定された方が医療機関等へ受診行動が図れるよう、引き続き電話やハガキによる受診勧奨を行っていきます。子育てに困りを持つ親子を把握し、育児に孤立しないよう支援していきます。</p>	健康推進課
73 発達ふれあい相談事業	<p>発達の遅れ等の二次相談事業（小児科専門医の相談、作業療法士、心理士による専門相談、保健指導）を実施します。発育・発達の経過観察者について、発達ふれあい相談、医療機関や療育機関の連携など継続的な相談システムづくりができています。</p> <p>今後も、関係機関と連携を図りながら、発育や発達に関する相談の質的向上と総合的な支援を続けていきます。</p>	健康推進課
74 母子保健指導体制の充実	<p>妊産婦と乳幼児の疾病などの予防や、障がいの早期発見の支援として、保健師・栄養士による訪問指導、電話相談、来所相談を行います。今後も、養育上の支援が必要な家庭には早期にかかわりがもてるよう取り組んでいき、保健的支援、保健指導体制の充実を目指します。</p>	健康推進課
75 母子保健推進チーム会議の開催	<p>妊産婦と乳幼児の疾病などの予防や、健康管理に関する相談に十分対応できるよう、母子保健推進チーム会議を開催しています。今後も、母子保健計画の評価及び見直しや、母子保健の情報交換、個々の母子保健のサービス調整に関することを協議していきます。</p>	健康推進課

## 施策の方向（2）障がい児保育・療育の充実

施策名	内 容	担当課
76 就学前通所機能訓練	しいのみ学園で障がい児の通所訓練、療育指導及び保護者への相談支援を行い、子どもの発達と障がいについての正しい理解を図ります。	子ども支援課
77 子ども発達支援センター	<p>子どもの発達に関する相談及び療育指導、保護者の相談支援を行います。療育指導については、しいのみ学園と連携を取りながら行っています。また、保健師、心理士、言語聴覚士などの専門職を増員し、療育指導や相談体制の充実や、保育所や幼稚園への訪問・連携の強化に取り組んでいます。</p> <p>発達に心配のある保護者の方が相談しやすく、より適切に対応できるよう、専門職の確保を図ります。また、子どもの発達を総合的に支援できるよう、関係機関の連携をより充実するように努めます。</p>	子ども支援課
78 統合保育の推進	障がいのある子どもとない子どもが、共に育つことができるよう、10保育所で9名の障がい児加配保育士を配置し統合保育を実施しています。	すこやか課
79 放課後等デイサービス事業	学校就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中における活動の場と生活能力向上のための訓練等の情報を収集し継続的に提供します。	障がい福祉課



### 施策の方向（3）教育の充実

施策名	内 容	担当課
80 就学相談	発達に遅れや障がいがあるお子さんを持つ保護者の方を対象に、就学についての相談を行います。幼稚園、保育所とも協力して実施しています。	指導課
81 教育相談	学業不振・情緒に関する問題や進路などの教育相談として、不登校を考える親の会、さわやか相談員連絡協議会、不登校経験者の声を聞く会・不登校を考える会、教員お悩み座談会を実施しています。	指導課
82 福祉体験学習事業	小・中学生を対象に、障がい者福祉施設などでの福祉体験を通じて福祉への理解を深めるため、体験学習を実施しています。各学校において、総合的な学習の時間を中心に、福祉体験学習を行い、福祉について理解を深めています。	指導課
83 通級指導教室の整備・充実	難聴・言語障がいや発達障がい・情緒障がいがあっても特別な指導があれば通常の学級での生活が可能な子どもへの援助を行います。平成 26 年度に難聴・言語障がいの通級指導教室を設置し、入級待機児童数を解消するとともに、すでに設置している学校とあわせて地域をカバーする体制づくりを実現しています。今後も通級指導教室の充実を目指します。	指導課
84 教育指導の充実	障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた多様な形態による指導を展開するとともに、通常学級における障がい児の理解の促進を図り、障がいのある子ども、ない子ども共に学び共に育つ教育を推進します。 特別支援学級及び通級指導教室在籍児童生徒すべての個別の教育指導計画を作成しています。 特別支援学級の設置については、これまでも未設置校への新設をしてきており、平成 27 年度以降も新設を進めていきます。	指導課

## 主要課題 1 福祉のまちづくりの推進

### 施策の方向（1）バリアフリー化の推進

施策名	内 容	担当課
85 バリアフリーについての啓発事業	バリアフリーという考え方への理解を深めるため、市広報などを利用し、啓発活動を継続して実施していきます。公共施設等、多くの人々が利用する建物にもオストメイト対応の多機能トイレを設置するよう促していきます。	障がい福祉課
86 埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発	各種申請、相談時に「埼玉県福祉のまちづくり条例」による届出を施設の設置や設計に携わる方へ伝え、安全で快適に生活できる施設の整備促進を図ります。	障がい福祉課
87 歩道段差解消事業の推進	障がい者を含めた歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消や点字ブロックの敷設などの改修を進めていきます。	都市デザイン課・道路河川課
88 公園施設の整備	障がいのある人が快適かつ安全に公園を利用できるよう、トイレの改修、多機能トイレの設置を行うなど整備をします。	みどり公園課
89 公共施設改修の整備	既存の公共施設については、障がいのある人も利用しやすいよう、オストメイト対応の多機能トイレを設置するなど改善に努めています。また、新たに公共施設を建設する際には、バリアフリーの観点から建設を進めます。	みどり公園課
90 放置自転車対策事業	障がい者を含めた歩行者の通行の妨げとなる自転車の放置防止のため、啓発活動を進めるとともに、「放置禁止区域内」の放置自転車などの整理を進めます。	交通防犯課

## 施策の方向（２）障がいのある人のための住宅の整備・充実

施策名	内 容	担当課
重度障害者居宅改善設備費用の補助（再掲 56）	下肢、体幹機能障がいがある重度身体障がい児・者の方の住んでいる居宅の玄関、トイレ、浴室等を生活しやすいように改造する場合に、その費用の一部を補助します。	障がい福祉課
91 住宅改修給付事業	在宅の重度の身体障がい児・者に対し、現在、居住する住宅の設備改善をするための助成をします。下肢又は体幹機能障がい等の障がい児・者の程度が３級以上の方が対象となります。	障がい福祉課

## 施策の方向（３）移動の自由の確保

施策名	内 容	担当課
92 盲導犬等の給付	身体障害者手帳１級の視覚障がい者で、盲導犬等を利用することによって行動範囲が拡大し、社会復帰、自立更生に役立てることのできる人に、補助犬を給付します。制度の周知に努め、継続して実施していきます。	障がい福祉課
93 運転適性相談	身体の不自由な人が自動車の免許を取得する場合、事前に指定の場所で運転適性などの検査・相談を受け付けています。制度の周知に努め、継続して実施していきます。	障がい福祉課
94 交通機関バリアフリー化の推進	障がい者等が安心して利用できる駅とするため、多機能トイレやエスカレーターの設置、ホームドアや内包線付点状ブロック等の設置を要望していきます。	都市政策室
95 バス交通網の整備	障がい者等の交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、事業者にはバス交通網の整備・改善を要請します。	交通防犯課
96 低床バスの導入促進	安心して利用できるバスとするため、低床バスやリフト付バスの導入をバス事業者に要請します。	交通防犯課

## 主要課題 2 防災・防犯対策の推進

### 施策の方向（1）防災・災害時の対策の推進

施策名	内 容	担当課
97 聴覚障がい者等からの緊急通報受信	聴覚や言語等に障がいのある人が火災や救急等の緊急時に通報できるようにしています。平成 25 年度からは、これまでのファクシミリの他、ウェブ緊急通報システムの運用を開始しています。	消防本部指令課
98 防災計画の推進	障がいのある人の災害時の安全を確保するため、「三郷市地域防災計画」に基づき、避難場所の確保などに努めます。指定をする避難場所への避難にとらわれることなく、災害種別ごとの身の安全を確保するための避難行動について、障がい者対応の担当部署及び関係機関へ助言します。	危機管理防災課
99 防災マニュアルの作成支援	緊急時に、障がいのある人などの災害時要配慮者への支援や救助が円滑に行われるよう、支援母体等への防災マニュアル等の作成支援を行います。支援母体となる関係機関や団体との連携を含め、市マニュアルとの整合が図られるよう障がい者担当部署を通じて支援します。	危機管理防災課
100 障がい者向け洪水ハザードマップの作成	現在作成されている洪水ハザードマップについて、視覚障がい者へ対応したマップ作りに努めます。ニーズや作成手法など、障がい者の担当部署や関係機関からの助言を求め作成します。	危機管理防災課
101 障がい者の防災訓練への参加促進	災害時に、障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加を促進します。地域の防災訓練等、身近な訓練への参加が促進されるよう、自主防災組織への働きかけを進めます。	危機管理防災課
102 災害時避難行動要支援者支援体制の整備	市の避難行動要支援者支援制度を基に、自主防災会や町会、自治会などを中心とした自主的な防災活動を促進し、緊急時における障がいのある人の避難支援体制の整備を図ります。	障がい福祉課 ふくし総合支援課 長寿いきがい課 危機管理防災課
103 防災意識の普及・啓発	防災訓練や各種パンフレットを通じて、防災意識の向上に努めます。各種イベントや地域での講演など、啓発を行います。	危機管理防災課
104 救急医療情報キットの配布	かかりつけ医療機関、持病その他救急医療時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布することにより、安全と安心の確保を図ります。	障がい福祉課



## 施策の方向（２）消費者保護と防犯体制の推進

施策名	内 容	担当課
105 消費生活相談の実施	複雑・多様化する消費者取引や、悪質商法によるトラブルなど、消費生活に関することでの困りごとに対し、市消費生活センターで消費生活相談員が相談に対応しています。電話での相談もできます。	広聴室
106 防犯に関する啓発等	注意喚起のキャンペーンを展開するとともに、パンフレット等による防犯に関する情報を広く市民に周知し、防犯ステーションにあっては地域住民の協力により、パトロール強化を進めます。	交通防犯課
107 消費生活に関する出前講座	消費生活センターでは、消費者の自立支援・消費者被害の防止等のため、市内の町会、自治会、学校、福祉施設、市民団体等へ、講師を無料で派遣する消費生活に関する「出前講座」を実施しています。講座のテーマは開催希望者側で設定できます。	広聴室



## 第5章 障がい福祉サービスの推進（第4期障がい福祉計画対象事業）

### 1 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

#### （1）訪問系サービス

##### ＜サービスの概要＞

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、行動する際の必要な援助を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時の同行、移動に必要な情報提供などの、移動の援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

##### ＜現状の推移＞

種類	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	3,459	時間	2,372	時間	2,510
	110	人	165	人	187	人

##### 【見込み量】

種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	4,234	時間	5,071	時間	6,083
	268	人	321	人	385	人

##### 【見込み量の確保に向けて】

住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう、事業者の参入を促進するとともに質の向上も働きかけます。また、サービスに対する情報提供の充実に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

#### < サービスの概要 >

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### < 現状の推移 >

種類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
生活介護	1,166	人日分	1,422	人日分	1,366	人日分
	62	人	79	人	77	人

#### 【見込み量】

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
生活介護	1,980	人日分	2,068	人日分	2,156	人日分
	90	人	94	人	98	人

#### 【見込み量の確保に向けて】

事業者などと連携を図りながら、障がいの特性に応じた活動の場の確保に努めます。

### ② 自立訓練

#### < サービスの概要 >

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

#### < 現状の推移 >

種類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
自立訓練（機能訓練）	9	人日分	25	人日分	4	人日分
	1	人	3	人	1	人
自立訓練（生活訓練）	51	人日分	57	人日分	3	人日分
	4	人	5	人	2	人

【見込み量】

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	自立訓練(機能訓練)	6	人日分	12	人日分	12
1		人	2	人	2	人
自立訓練(生活訓練)	48	人日分	64	人日分	64	人日分
	3	人	4	人	4	人

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人が、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。

③ 就労移行支援・就労継続支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

< 現状の推移 >

種類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	就労移行支援	129	人日分	278	人日分	365
8		人	26	人	46	人
就労継続支援(A型)	42	人日分	112	人日分	116	人日分
	2	人	7	人	9	人
就労継続支援(B型)	1,816	人日分	2,377	人日分	1,986	人日分
	104	人	125	人	128	人

【見込み量】

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	就労移行支援	432	人日分	563	人日分	730
65		人	84	人	109	人
就労継続支援(A型)	190	人日分	209	人日分	228	人日分
	10	人	11	人	12	人
就労継続支援(B型)	2,178	人日分	2,250	人日分	2,304	人日分
	121	人	125	人	128	人

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人の就労に向けて、事業者などと連携を図りながら、就労支援事業所の整備を図ります。

#### ④ 療養介護

< サービスの概要 >

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

< 現状の推移 >

種類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
療養介護	0	人	20	人	23	人

【見込み量】

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
療養介護	23	人	24	人	24	人

【見込み量の確保に向けて】

病院や事業者などと連携し、サービス基盤の整備を図ります。

#### ⑤ 短期入所（ショートステイ）

< サービスの概要 >

サービス名	内容
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

< 現状の推移 >

種類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
短期入所 （ショートステイ）	142	人日分	124	人日分	149	人日分
	20	人	31	人	34	人

【見込み量】

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
短期入所(福祉型)	259	人日分	287	人日分	343	人日分
	37	人	41	人	49	人
短期入所(医療型)	12	人日分	12	人日分	20	人日分
	3	人	3	人	5	人

【見込み量の確保に向けて】

既存施設などと協議して、ショートステイの実施、展開を働きかけます。

### (3) 居住系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
共同生活介護 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。  ※平成26年4月より共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)へ一元化されました。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

< 現状の推移 >

種類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
共同生活援助	62	人	61	人	66	人
施設入所支援	81	人	86	人	86	人

【見込み量】

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
共同生活援助	76	人	85	人	95	人
施設入所支援	104	人	104	人	105	人

【見込み量の確保に向けて】

住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう、民間事業所などにグループホームの設置を働きかけるなど施設を増やすことを検討します。

## (4) 相談支援

### < サービスの概要 >

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活の準備を支援します。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人に対して、安定した地域生活のための相談支援を行います。

### < 現状の推移 >

種類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	計画相談支援		人	9	人	25
地域移行支援		人	0	人	0	人
地域定着支援		人	0	人	0	人

※平成 24 年度から制度化された事業です。

### 【見込み量】

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画相談支援	584	人	632	人	681
地域移行支援	5	人	7	人	10	人
地域定着支援	5	人	7	人	10	人

### 【見込み量の確保に向けて】

全ての計画相談支援対象者が適切なサービスを受けられるよう、計画相談支援の整備を進めるとともに、施設入所者または精神科病院に入所・入院する障がい者の地域移行を進め、地域での協力等の連絡体制を確保していきます。

## (5) 障がい児通所支援

### < サービスの概要 >

サービス名	内容
障害児通所支援事業	<p>平成24年4月から、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが児童福祉法に基づくサービスとして、児童発達支援事業と放課後等デイサービスに変更されました。</p> <p>&lt;児童発達支援&gt; 未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。</p> <p>&lt;放課後等デイサービス&gt; 就学児を対象に放課後や休日、長期休暇中において療育支援を行います。</p>
保育所等訪問支援	<p>専門知識を有する指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などの職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。</p>
医療型児童発達支援	<p>上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。</p>

### < 現状の推移 >

第4期障がい福祉計画において新規に制度化された事業です。

### 【見込み量】

種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人日分	人	人日分	人	人日分	人
児童発達支援	10	人	25	人	35	人
	2	人	5	人	7	人
放課後等デイサービス	616	人日分	736	人日分	880	人日分
	77	人	92	人	110	人
保育所等訪問支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人
医療型児童発達支援	5	人日分	5	人日分	10	人日分
	1	人	1	人	2	人

### 【見込み量の確保に向けて】

子どもの療育を目的とした通所先を増やすこと及び定員増について働きかけます。



## (6) 障がい児相談支援

### < サービスの概要 >

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障がい児を対象に、支給決定時の障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。

### < 現状の推移 >

第4期障がい福祉計画において新規に制度化された事業です。

### 【見込み量】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	70人	100人	143人

### 【見込み量の確保に向けて】

障害児相談支援対象者が適切なサービスを受けられるよう整備を進めていきます。

## 2 地域生活支援事業の見込み量と確保策

### (1) 地域生活支援事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### < 事業の概要 >

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

##### 【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

##### 【見込み量の確保に向けて】

「聞こえのシンポジウム」を始めとした、障がいの内容・特性等を知るイベント、講演会等を継続して行い、地域住民の理解を深めるとともに、障がいのある人、ない人が等しく共生し、参加できる社会の実現を図ります。

#### ② 自発的活動支援事業

##### < 事業の概要 >

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

##### 【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

##### 【見込み量の確保に向けて】

障がい者の家族の悩み等を共有し、助言、情報交換等を行うことで、負担の軽減や活動の支援を行います。又、在宅の障がい者の見守り支援を充実させ、自立した日常生活及び社会生活の実現を目指します。

### ③ 相談支援事業

#### < 事業の概要 >

事業名	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

#### 【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	2	2
基幹相談支援センター	有無	無	無	無
基幹相談支援センター等相談支援機能強化事業	有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無

#### 【見込み量の確保に向けて】

市民一人ひとりが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

### ④ 成年後見制度利用支援事業

#### < 事業の概要 >

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

#### 【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	人数	8	9	10

#### 【見込み量の確保に向けて】

成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談・支援に応じていきます。

## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

### < 事業の概要 >

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

### 【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	有	有

### 【見込み量の確保に向けて】

地域の実態把握に努め、法人後見に関する検討会、研修等を実施しながら、後見業務を適正に行える法人の確保に向けて体制強化を図ります。

## ⑥ 意思疎通支援事業

### < 事業の概要 >

事業名	内容
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

### 【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	431	437	491
手話通訳者設置事業	人数	3	3	3

### 【見込み量の確保に向けて】

今後も継続して手話通訳士を障がい福祉課に配置し、派遣事業の推進を図っていきます。また、必要な基本技術を習得した要約筆記者の養成に努めます。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

### < 事業の概要 >

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

### 【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具給付等事業(年間件数)				
介護・訓練支援用具	給付件数	7	7	7
自立生活支援用具	給付件数	40	52	68
在宅療養等支援用具	給付件数	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	給付件数	16	16	16
排泄管理支援用具(月間件数)	給付件数	189	195	201
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	1	1	1

### 【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、より利用の推進を図るため周知に努めます。

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

### < 事業の概要 >

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

### 【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	修了見込人数	10	10	10

### 【見込み量の確保に向けて】

手話表現技術の習得を促進し、聴覚障がい者等へのコミュニケーション支援の充実に努めます。又、奉仕員からステップアップし、通訳者になる講習課程を設定するなど、意思疎通支援事業全体の底上げ、充実を一体的に行います。

## ⑨ 移動支援事業

### < 事業の概要 >

事業名	内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出が円滑に外出できるよう、移動を支援します。

### 【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	人数	175	177	179
	時間数	16,292	18,573	21,174

### 【見込み量の確保に向けて】

障害のある人が社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいを持って生活できるよう、移動支援の充実に努めます。

## ⑩ 地域活動支援センター事業

### < 事業の概要 >

事業名	内容
地域活動支援センター事業	<p>&lt; 基礎的事業 &gt;            創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p>&lt; 機能強化事業 &gt;            センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>

### 【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3

### 【見込み量の確保に向けて】

地域バランスを考慮した設置促進に努めるとともに、健全な運営のため運営費などの助成を行います。

## ⑪ 訪問入浴サービス

### < 事業の概要 >

事業名	内容
訪問入浴サービス (任意事業)	家庭での入浴が困難な重度心身障がい児者に巡回入浴サービスを実施します。

### 【見込み量】

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス	人数	14	15	15

### 【見込み量の確保に向けて】

引き続き重度の障がいのある人の福祉の向上と介護者の負担の軽減を図るためにサービスを実施します。

※地域生活支援事業の平成23～25年度の実績については、事業内容が流動的であり、基準が変動することもあり、比較が困難なため掲載を省略しています。

### 3 平成 29 年度の目標値

地域生活移行や就労支援という重点課題に関し、国・県の考え方にに基づき、計画期間最終年度の平成 29 年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

年度末時点入所者数		【目標値】
平成 25 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	地域生活移行者数
90 人	105 人	5 人

#### 【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
平成 25 年度末時点での施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から 4%以上削減することを基本とする。当該目標値の設定に当たり、平成 26 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 26 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。	地域移行者数は国と同様 12%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。  (設定しない理由) 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難なものが多数入所待ちをしている状況である。

#### (2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行（参考値）

①入院後 1 年未満の退院率	
【目標値】 平成 29 年度	
24 人	1 年未満退院率 76%

※目標の前年 6 月 1 ヶ月間の入院患者のうち、その後 1 年間に退院する患者数。

※数値は埼玉県が算出して各市町村に示したもの。平成 23 年 6 月時点の県実績（1 年未満退院率 68.7%）を基に、「埼玉県地域保健医療計画」における目標値である 76%を達成した場合に該当する人数として算出されている。

②在院期間 1 年以上の長期在院者数（県推定値）				
年度末時点入所者数		【目標値】		参考
平成 24 年 6 月末 (A)	平成 29 年 6 月末 (B)	3 年間の退院者数 (C)=(A-B)	減少率 (B-A)/A	(C)のうち退院後に介護サービス利用が見込まれる者の数 (D)=(C)×0.5
155 人	127 人	28 人	18%	14 人

※数値は埼玉県が算出して各市町村に示したもの。国の目標どおり平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18%減少させた場合の推計値。



【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>①入院後1年時点の退院率については、平成29年度における目標を91%以上とする。</p> <p>②長期在院者数については平成29年度6月時点の長期在院者数を平成24年の同時点の長期在院者数から18%以上削減する。</p> <p>③入院後3か月時点の退院率については、平成29年度における目標を64%以上とする。</p> <p>これと併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める。</p>	<p>①1年未満入院者の平均退院率を平成29年度に76%とすることを目標とする。(各市町村の数値を県が提示する。)</p> <p>②在院期間1年以上の長期在院者数については目標設定しないが、推計値を提示する。</p> <p>③入院後3か月時点の退院率については設定しない。</p>

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

(1)一般就労移行者数		(2)就労移行支援事業所の利用者数		(3)就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合
平成24年度	【目標値】 平成29年度	平成25年度	【目標値】 平成29年度	【目標値】 平成29年度
4人	10人	46人	109人	100%

【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。</p> <p>また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。</p>	<p>平成24年度の一般就労への移行実績を3割以上増やすことを基本とする。</p> <p>その他の目標値は、国の基本指針の通り。</p>

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進のために

#### (1) 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

#### (2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がいの当事者、障がい者支援施設、学識経験者、市民等の様々な立場からの参画を得て開催されている三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

また「三郷市障がい者地域生活支援協議会」とも連携を図っていきます。

#### ■三郷市障がい者地域生活支援協議会の活動■

「障害者総合支援法」では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。

市においては、「三郷市障がい者地域生活支援協議会」として設置し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がいのある人を支えるネットワークの構築、個別の困難事例への対応の在り方、市内の資源の開発・改善、当事者参画など、地域におけるさまざまな課題について検討しています。また、協議会の中には、「権利擁護部会」「子育て支援専門部会」「精神専門部会」「日中活動部会」の各専門部会が設けられています。

#### (3) 庁内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、都市計画や道路整備、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

## (4) 持続可能な制度の構築

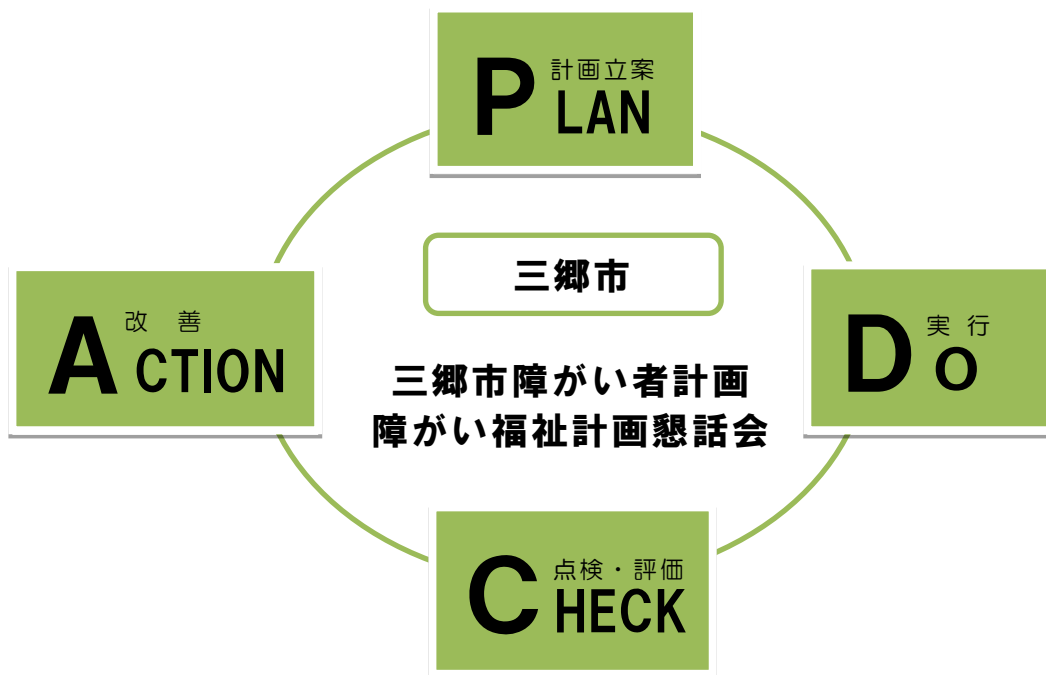
社会保障制度全体がその持続可能性を追求して見直しが行われている中、市の障がい福祉施策も例外ではありません。今後見込まれる障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも安定的にサービスを提供していくために、人材や財源の確保策を含め、関連するサービス全体を検証していきます。

## (5) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 2 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。市においては、庁内における進捗把握とともに、三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。



# 資料編

## 1 三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会設置要綱

平成19年 8月16日市長決裁

平成23年 1月 6日一部改正

平成23年11月10日一部改正

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に基づく障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進について、広く市民の意見を聴くため、三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について広く意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行及び達成状況等に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、会員12人以内をもって組織する。

2 会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉関係団体を代表する者
- (2) 福祉サービスを提供する事業者
- (3) 障がい者を雇用する事業者
- (4) 教育関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 公募による市民
- (7) ボランティア
- (8) 学識経験者

(任期)

第4条 会員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、補欠会員の任期は前会員の残任期間とする。

2 会員は再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長を1人置き、会員の互選によってこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長は会議の長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

## 2 三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会会員名簿

※◎は会長、○は副会長

区 分	氏 名	推薦母体	所属団体等
第1号 (3名) 障害福祉関係団体を 代表する者	身体障害 平山 大	三郷市障害(児)者 連絡協議会	三郷市聴覚障害者の 会
	知的障害 金丸 あかね	三郷市障害(児)者 連絡協議会	わらべ会
	精神障害 萩 礼子	三郷市障害(児)者 連絡協議会	(社福)川の郷福祉会
第2号 (2名) 福祉サービスを提供 する事業者	○ 伊藤 洋子	市内障害福祉サー ビス実施事業者	(有)ケアサービス三郷 重度訪問介護(ヘルパ ー派遣)
	深山 真弓 (H26.12～針田進)	市内障害福祉サー ビス実施事業者	(株)大起エンゼルヘルプ 三郷ケアセンター
第3号 (1名) 障害者を雇用する事 業所	宮本 昭	三郷市商工会	日本白墨工業(株)
第4号 (1名) 教育関係者	伊賀 北斗	埼玉県立三郷特別 支援学校	埼玉県立三郷特別支 援学校
第5号 (1名) 医療関係者	森野 一英	三郷市医師会	早稲田医院
第6号 (2名) 公募による市民	五十嵐 早由美	一般公募	三郷市民
	村田 朝子	一般公募	三郷市民
第7号 (1名) ボランティア	岩井 久恵	(社福)三郷市社会 福祉協議会	音訳ボランティアこだま
第8号 (1名) 学識経験者	◎ 保科 寧子	埼玉県立大学	埼玉県立大学社会福 祉学科講師

(敬称略)

### 3 三郷市障がい者地域生活支援協議会設置要綱

平成 20 年 3 月 5 日市長決裁  
平成 22 年 4 月 13 日一部改正  
平成 24 年 2 月 6 日一部改正  
平成 26 年 4 月 22 日一部改正

(設置)

第 1 条 地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、定期的な協議を行うため、三郷市障がい者地域生活支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 個別の相談支援等で課題となった事項及び困難事例への対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 権利擁護及び就労支援等に関すること。
- (6) 三郷市障がい者計画及び障がい福祉計画の進行管理等に関すること。
- (7) その他、必要と認められる事項。

(構成等)

第 3 条 協議会は、全体会及び定例会で構成する。

- 2 全体会は、別表に定める関係機関等の中から代表者 1 2 名以内で構成し、所掌事項のうち重要な事項等について協議する。
- 3 定例会は、別表に定める関係機関等の中から実務担当者 1 5 名以内で構成し、所掌事項について協議する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 全体会及び定例会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第 6 条 会議の開催は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。
- 3 第 1 項の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第7条 協議会の所掌事項について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置運営に関して、必要なことは、別に定める。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、会議及びこの活動に通じて知り得た秘密について、漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。



## 4 三郷市障がい者地域生活支援協議会委員名簿

氏名	所属
黒木 副武	埼玉みさと総合リハビリテーション病院
神田 秀次	草加公共職業安定所
萩 進	社会福祉法人 川の郷福祉会
篠塚 悦子	民生委員・児童委員
松村 敦夫	埼玉県立三郷特別支援学校
川田 康雄	三郷市商工会
金澤 雅己	ふおーきつず
五十嵐直樹	三郷市就労支援センター
長島 喜一	障がい福祉相談支援センターパティオ
柿沼 昌弘	社会福祉法人三郷市社会福祉協議会
穴戸 瞳	ニチイケアセンター三郷
森 好弘	三郷市福祉部長

(敬称略)

## 5 庁内検討組織

検討委員会名簿（平成26年度）

職名等	氏名	備考
企画調整課長	石井 富貴和	
健康推進課長	國枝 美代子	
ふくし総合支援課長	道言 薫	副委員長
生活ふくし課長	小暮 勲	
長寿いきがい課長	大石 京子	
障がい福祉課長	藤丸 讓司	委員長
子ども支援課長	豊田 明美	
すこやか課長	齋藤 衣子	
交通防犯課長	羽ヶ崎 司	
危機管理防災課長	長本 俊也	
指導課長	大塚 正樹	
子ども政策室長	妹尾 安浩	

作業部会名簿（平成26年度）

所属	職名	氏名
企画調整課	企画調整係 主任	流 智子
健康推進課	地域保健係 主任	吉田 寛子
生活ふくし課	支援2係 主任	茂木 健一
長寿いきがい課	介護認定係 係長	吉田 正英
子ども支援課	給付係 主事	湯川 夏美
すこやか課	保育係 主任	齋藤 陽子
ふくし総合支援課	地域福祉係 係長	小沢 貴弘
障がい福祉課	障がい福祉係 係長	島村 文香

## 6 策定経過

年月日	会議名等	内容
平成 26 年 5 月 1 日	第 1 回 三郷市障がい者計画 ・障がい福祉計画懇話会	1) 会員の自己紹介及び事務局紹介 2) 会長・副会長の選出 3) 今後のスケジュールについて 4) その他
平成 26 年 6 月 23 日	第 2 回 三郷市障がい者計画 ・障がい福祉計画懇話会	1) アンケート調査について 2) その他
平成 26 年 8 月 7 日	第 1 回 三郷市障がい者地域 生活支援協議会 全体会	1) アンケート調査について 2) その他
平成 26 年 8 月 7 日 ～平成 26 年 8 月 25 日	「三郷市障がい者福祉に関する実態調査」の実施 ヒアリング調査の実施	
平成 26 年 11 月 17 日	第 3 回 三郷市障がい者計画 ・障がい福祉計画懇話会	1) 現在までの経緯 2) アンケート調査の結果報告 3) 計画書案検討等について
平成 26 年 12 月 2 日	第 4 回 三郷市障がい者計画 ・障がい福祉計画懇話会	1) 計画素案検討等 2) 今後の予定
平成 26 年 12 月 25 日 ～平成 27 年 2 月 5 日	パブリックコメントの実施	
平成 27 年 2 月 20 日	第 2 回 三郷市障がい者地域 生活支援協議会 全体会	1) パブリックコメントの結果について 2) 計画素案について
平成 27 年 2 月 24 日	第 5 回 三郷市障がい者計画 ・障がい福祉計画懇話会	1) パブリックコメントの結果について 2) 計画素案について

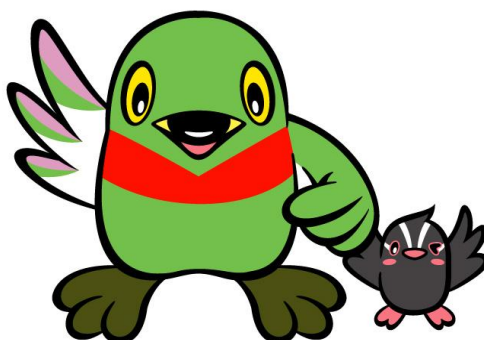
## 7 市内の心身障がい児（者）のための施設一覧

<b>■障がい者相談支援</b>
三郷市障がい福祉相談支援センター パティオ
048-949-2210
三郷市障がい者就労支援センター
048-953-1521
<b>■就労移行支援</b>
ラ・ポルタ
048-950-7315
<b>■地域活動支援センター（Ⅰ型）</b>
パティオ
048-950-7311
<b>■地域活動支援センター（Ⅲ型）</b>
フレンズ
048-958-7730
憩いの場オアシス
048-940-1290
<b>■就労継続支援B型</b>
レモンカンパニー
048-958-0018
ワークセンターしいの木
048-953-4789
コンパス
048-958-2555
<b>■就労継続支援B型・生活介護</b>
みどりの風
048-911-1159
<b>■生活介護</b>
みどりの風（風のうた）
048-952-7086
光座
048-958-7047
さつき学園
048-953-3699
障害者の生活・作業施設 ひまわりの家
048-952-7806
<b>■共同生活援助（グループホーム）</b>
社会福祉法人川の郷福祉会（代表）
048-958-0018
ひだまり
さくらホーム
すみれ
みらい
グループホームはまなす
ケアホームひまわり
048-952-1163
ケアホームたんぽぽ
048-954-8736

ケアホーム第2ひまわり
グループホームサンハウス
080-4164-4235
ホームあゆみ
048-953-2188
<b>■障がい児母子通園施設</b>
三郷市立しいのみ学園
048-952-0066
<b>■放課後等デイサービス</b>
ふおーきつず
048-934-5952
さとっこ
048-954-8508
レイア
048-934-5651
あさがお
048-969-4482
縁むすび
048-950-8633
<b>■児童発達支援</b>
縁むすび
048-950-8633
<b>■障がい者支援</b>
三郷市わらべ会
048-952-6014
三郷市戸ヶ崎手をつなぐ親の会
048-952-4892
サポートネット ほっとピア
048-959-3112
青いそら
048-957-9600
地域で共に生きる ナノ
048-956-2224
游（ゆう）
048-958-9700
<b>■指定一般相談支援事業所</b>
三郷市障がい福祉相談支援センター パティオ
048-949-2210
障害者生活支援センター みさとコスモス
048-954-7925
<b>■指定特定相談支援事業所</b>
三郷市障がい福祉相談支援センター パティオ
048-949-2210
障害者生活支援センター みさとコスモス
048-954-7925
サポートセンター みどりの風
048-959-9492

相談支援事業所 ふおーきっず
048-934-5952
さところ相談室
048-954-8508
■ 公的機関
埼玉県立三郷特別支援学校
048-952-1205
三郷市社会福祉協議会
048-953-4191
三郷市福祉部障がい福祉課
048-930-7778
三郷市子ども発達支援センター
048-930-7794





## 三郷市障がい者計画

### 第4期三郷市障がい福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

発行	: 平成27年(2015年)3月
企画・編集	: 埼玉県 三郷市
住所	: 〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648-1
電話	: (048) 953-1111 (代表)
FAX	: (048) 953-7785
ホームページ	: <a href="http://www.city.misato.lg.jp/">http://www.city.misato.lg.jp/</a>